

大潟村公共施設等総合管理計画

(第一期)

秋田県 大潟村

平成 29 年 2 月

令和 4 年 3 月改訂

大潟村公共施設等総合管理計画

〔目 次〕

第1章 計画策定の背景と目的	1
1-1 計画策定の背景と目的	1
1-2 計画の位置付け	2
1-3 対象とする公共施設等	3
1-4 計画期間	4
第2章 公共施設等の現況と将来の見通し	6
2-1 公共施設等の現況	6
1 施設類型別の保有状況	6
2 建築物系施設の現況	8
3 土木系施設・企業会計施設（インフラ資産）の現況	11
2-2 人口推移	13
1 人口推移	13
2 将来人口推計	14
2-3 財政	15
1 歳入	15
2 歳出	16
(参考) 有形固定資産減価償却率	17
2-4 修繕・更新費の見込み	18
1 建築物系施設	18
2 土木系公共施設・企業会計施設（インフラ資産）	21
第3章 公共施設等の管理に関する基本方針	26
3-1 公共施設等の現況や課題に関する基本認識	26
1 施設の保有量：将来人口の推移に対応した施設保有量の適正化	26
2 施設の品質維持：計画的な改修・建替え等による老朽化や災害への対応	26
3 維持更新に向けた財源確保：改修・建替え費用の抑制・機能・サービスの維持	26
4 建築系公共施設・インフラ資産の主な施設管理のポイント	27
3-2 公共施設等の管理に関する基本方針	29
1 点検・診断等の実施方針	29
2 維持管理・修繕・更新等/長寿命化の実施方針	32
3 施設の利便性・利用者への配慮/ユニバーサルデザイン化の推進方針	33
4 安全性確保/耐震化の推進方針	34
5 統合や廃止の推進方針	36
6 総合的かつ計画的な管理体制に関する基本的な方針	37
3-3 公共施設等の管理に関する目標	38
1 適切な施設保有量へ向けた削減目標量の考え方	38
2 公共施設等の管理に関する目標	38

第4章 類型ごとの管理に関する基本方針	39
4-1 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針	39
1 村民文化施設	39
2 社会教育施設	40
3 スポーツ・レクリエーション施設	41
4 産業施設	42
5 学校教育施設	43
6 子育て支援施設	44
7 保健・福祉施設	45
8 医療施設	46
9 行政関連施設	47
10 公営住宅	48
11 その他施設	49
4-2 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針	51
1 道路	51
2 橋りょう	51
4-3 企業会計施設の管理に関する基本的な方針	53
1 上水道施設	53
2 下水道施設	54
4-4 土地の管理に関する基本的な方針	55
1 量に関する基本的な方針	55
2 品質の適正性に関する基本的な方針	55
3 コストの適正性に関する基本的な方針	55
第5章 公共施設等の計画的な管理に向けた推進方策	56
5-1 計画の進行管理	56
5-2 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	57
5-3 フォローアップの実施方針	58
1 ファシリティマネジメント（FM）業務サイクルによるフォローアップ	58
2 議会や村民との情報共有について	59

第1章 計画策定の背景と目的

1-1 計画策定の背景と目的

わが国では、これまで全国的な人口増加に合わせて、数多くの公共施設やインフラ資産（以下、「公共施設等」とします。）の整備がされてきました。

これらの施設は、整備から30年以上が経過し、近い将来に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になることが見込まれるなど、施設の適正な配置や計画的な管理に向けて、多額の費用確保を含め、公共施設等のあり方を見直す必要があります。

特に、近年では公共施設等の老朽化による事故や不具合が増加しており、点検・診断の強化をはじめとする適正な維持管理が求められています。

国ではこうした課題を受けて、平成25（2013）年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成26（2014）年4月には、地方公共団体が管理する公共施設等について、同計画に基づく行動計画の策定要請がされるなど、国及び地方公共団体が一体となって、公共施設の老朽化や中長期の維持管理に向けた取組を強化しています。

さらに、平成30（2018）年2月には、総務省の通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」が示され、公共施設等総合管理計画を総合的かつ計画的に推進するとともに、不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂されました。

大潟村（以下「本村」という。）においては、これまでに時代の変化や拡大する行政需要、村民ニーズに対応した公共施設等を整備してきましたが、施設の老朽化とともに、人口減少や少子高齢化社会の進展などによる社会構造の変化、財政面では、施設の改修や更新費用の増加のほか、長期的には令和3（2021）年度から開始される国営かんがい排水事業により多額の負担が見込まれており、現在保有しているすべての公共施設等を維持していくためには、多額の財政負担を伴うなど、公共施設等の管理を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

こうした状況を踏まえ、中長期的な視点から公共施設等の利活用の促進や統廃合、長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、長寿命化等の施策を計画的に行うために、平成29（2017）年2月に「大潟村公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定し、公共施設等として必要な機能の維持に配慮しながら、個別施設計画を策定し、施設数の削減や維持管理、更新等の経費縮減に取り組んできましたが、改訂された指針に合わせて計画を見直し、公共施設等の適正管理のさらなる推進に取り組むこととします。

1-2 計画の位置付け

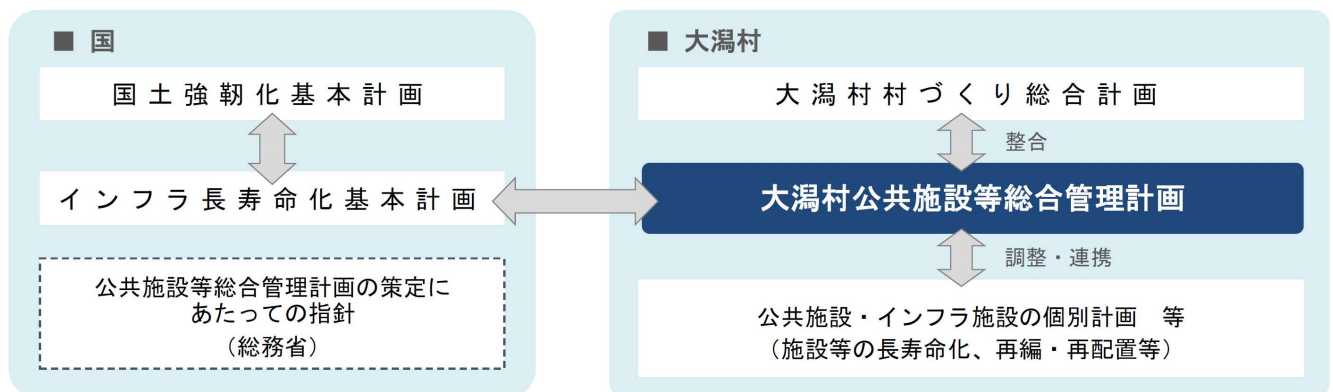
本計画は、「インフラ長寿命化基本計画（行動計画）」（令和3（2021）年6月改訂）及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成30（2018）年2月）、「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項について」（令和3（2021）年1月）に基づき、公共施設等の総合的な管理（マネジメント）の方針を示すものです。

そのため、本計画の実施にあたっては、こうした国の動きとの整合を図り、本村の最上位計画である「大潟村総合村づくり計画」に基づく行政運営を行うとともに、公共施設等に関連する個別計画、新地方公会計による固定資産台帳等と連携、調整を図りながら、公共施設等の総合的な管理を行う計画として位置付け、取組を進めていくこととします。

また、計画の策定にあたっては、各個別計画のほか、総合村づくり計画を含めた村の関連計画との整合を図り、各施策分野の中で公共施設面の取組に関して横断的な指針を提示するものです。

そのほか、平成27（2015）年度に策定された「大潟村まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、令和42（2060）年度の将来人口を3,015人とすることを目標とした人口ビジョンを公表しており、本計画は、これらの計画とも整合を図りながら策定するものです。

図表1 計画の位置付け

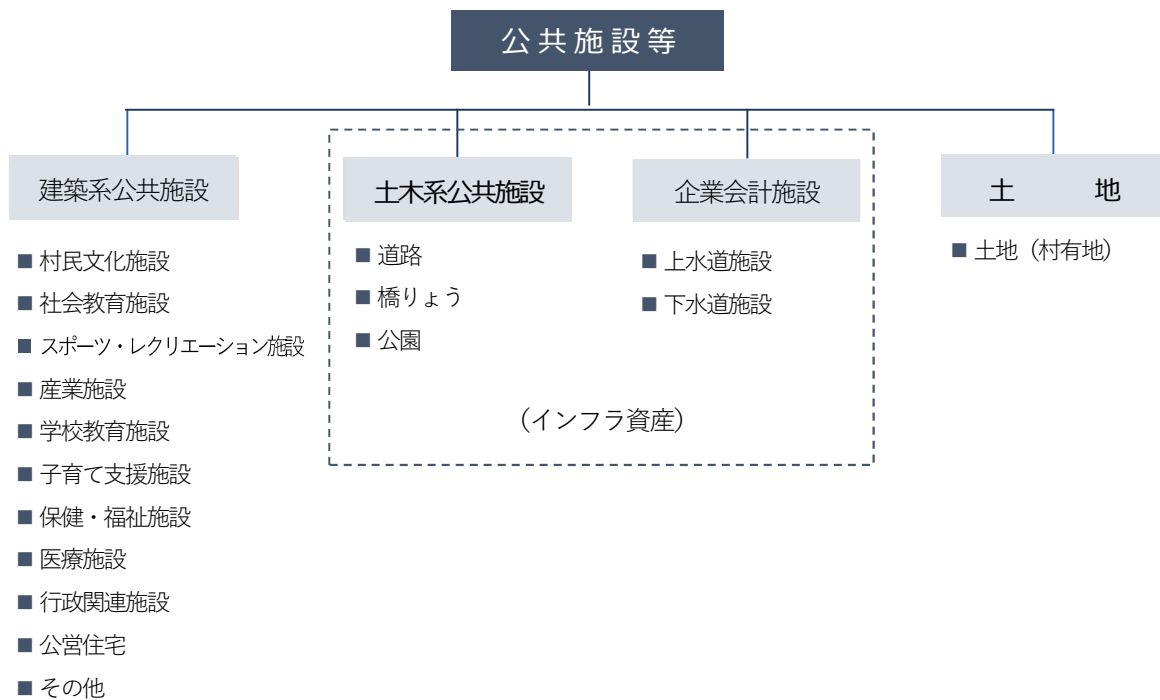


1-3 対象とする公共施設等

本計画は、中長期的視点を持って公共施設等の維持管理や修繕、長寿命化や機能統合などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現しようとするものです。

そのため、対象とする公共施設等の把握にあたっては、村が保有する財産のうち、今後建替えや大規模改修などを検討する施設として、建築物系施設と土木系公共施設・企業会計施設（インフラ資産）を合わせた公共施設等を対象とします。

図表 2 対象とする公共施設等（区分）



図表 3 対象とするインフラ資産の保有状況

種 別	内 容	施 設 総 量
道 路	一般道路実延長	283,308m
	自転車歩行者道実延長	10,312m
	改良率	100.0%
橋 り よ う	橋りょう数	30 橋
	橋りょう実延長	528m
上 水 道	管路延長	58,638m
	(参考) 上水道普及率	100.0%
下 水 道	管路延長	26,980m
	(参考) 下水道普及率	100.0%
	(参考) 下水道接続率	100.0%

資料：大潟村 令和3（2021）年4月1日現在

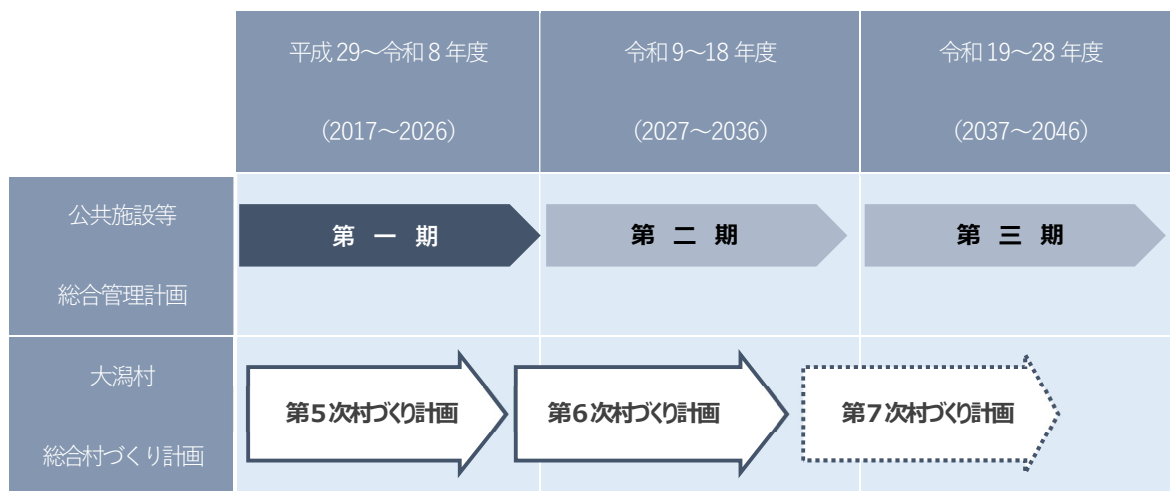
1-4 計画期間

本計画は、公共施設等の寿命が数十年に及び、中長期的な展望が不可欠であることから、長期的な視点に基づき検討するものです。

そのため、計画期間については、平成29（2017）年度から令和8（2026）年度までの10年間の計画期間としますが、公共施設等の計画的な管理運営の推進においては、中長期的な視点が不可欠であるため、国等の動向や本村における公共施設等の更新や補修状況を見据え、必要に応じて改訂を行います。

また、計画期間内であっても歳入歳出の状況や制度変更、社会情勢の変化等、試算前提条件に変更が生じた場合にも、適宜見直しを行います。

図表4 対象とする公共施設等（区分）



第2章 公共施設等の現況と将来の見通し

2-1 公共施設等の現況

1 施設類型別の保有状況

本村が保有する公共施設等は、令和3（2021）年4月現在で171棟、総延床面積は約5.2万m²となっています。このなかには、公営住宅や学校教育施設、文化系施設等の建築物系施設のほか、インフラ資産（企業会計施設）である上下水道施設が含まれており、各種公共施設等を棟数、延床面積で分類、集計すると、次のようになります。

図表5 対象とする村内の公共施設等

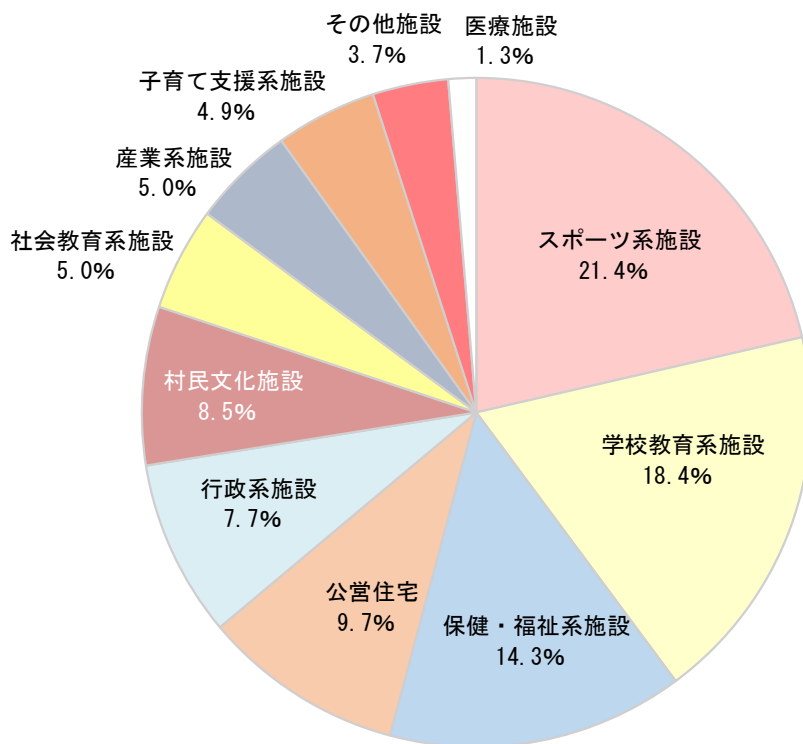
大分類	中分類	棟数	延床面積（㎡）
建築物系施設			
村民文化系施設	集会施設	16	4,253.8
	文化施設	1	58.0
社会教育系施設	博物館等	1	2,528.0
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	18	7,415.3
	レクリエーション施設・観光施設	1	1,015.0
	保養施設	2	2,356.0
産業系施設	産業系施設	5	2,503.9
学校教育系施設	学校	4	9,169.1
	その他教育施設	2	135.1
子育て支援施設	幼保・こども園	1	2,013.2
	幼児・児童施設	2	460.9
保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	6,703.2
	保健施設	2	525.0
医療施設	医療施設	1	677.0
行政系施設	庁舎等	5	3,186.0
	消防施設	1	155.5
	その他行政関連施設	20	517.8
公営住宅	公営住宅	56	4,912.0
その他	その他	24	1,848.6
建築物系施設計		165	50,433.4
インフラ資産（企業会計施設）			
上水道施設	上水道施設	4	896.0
	下水道施設	2	251.0
インフラ資産（企業会計施設）計		6	1,147.0
総計		171	51,580.4

※ソーラースポーツライン（コース）は、建築物としての該当はなく、通常の道路とは別にコース（延長 15,181.1m）の改修を行っているため、延床面積の計上はありませんが、その他施設として分類します。

資料：大湯村

前項のうち、建築系公共施設の類型別延床面積割合をみると、スポーツ系施設(21.4%)、学校教育系施設(18.4%)、保健・福祉系施設(14.3%)が他の施設と比較してやや高くなっており、公営住宅(9.7%)以下はいずれも1割未満となっています。

図表 6 公共施設類型別延床面積割合 (建築物系施設)



※その他施設に分類するソーラースポーツライン(コース)は延床面積の計上がないため、構成比に含まれません。

資料：大潟村

なお、建築系公共施設は下表のように分類され、主な施設(小分類)は、次のとおりです。

図表 7 対象とする建築系公共施設の分類概要

大分類	中分類	小分類
村民文化施設	集会施設	村民センター、公民館、青年会館、コミュニティ会館、多目的交流館、ふるさと交流施設総合管理棟等
	文化施設	陶芸場
社会教育施設	博物館等	干拓博物館
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	水上スキー競技施設、多目的グラウンド、村民体育館、ラグビー場、B&G海洋センター、テニスコート、ボート場艇庫、村民相撲場、多目的運動広場
	レクリエーション施設・観光施設	ふるさと交流施設
	保養施設	温泉保養センター
産業施設	産業施設	産直センター潟の店、旧特産品センター、旧特産品ショップ、商店街アーケード
学校教育施設	学校	小学校、中学校
	その他教育施設	学校給食共同調理場、中学校体育館、武道場倉庫、旧格技場
子育て支援施設	幼保・こども園	こども園(放課後児童クラブ含む)
	幼児・児童施設	こどもなかよし館、幼稚園プレイルーム

保健・福祉施設	高齢福祉施設	特別養護老人ホーム、ふれあい健康館
	保健施設	保健センター
医療施設	医療施設	診療所
行政関連施設	庁舎等	役場庁舎、議会議事堂、電気室、ゴミ倉庫
	消防施設	防災センター
	その他行政関連施設	消防格納庫、防火貯水槽、ごみ処分場リサイクルセンター
公営住宅	公営住宅	村営住宅、特定公共賃貸住宅
その他	その他	倉庫、機械格納庫、公衆便所、多目的会館、干拓地入植記念碑、バス待合所、バス自転車置場、職員会館、レンタル自転車収納庫、水道管理者住宅、大湯温泉ポンプ場、ソーラースポーツライン（管理棟・計測室・コース）

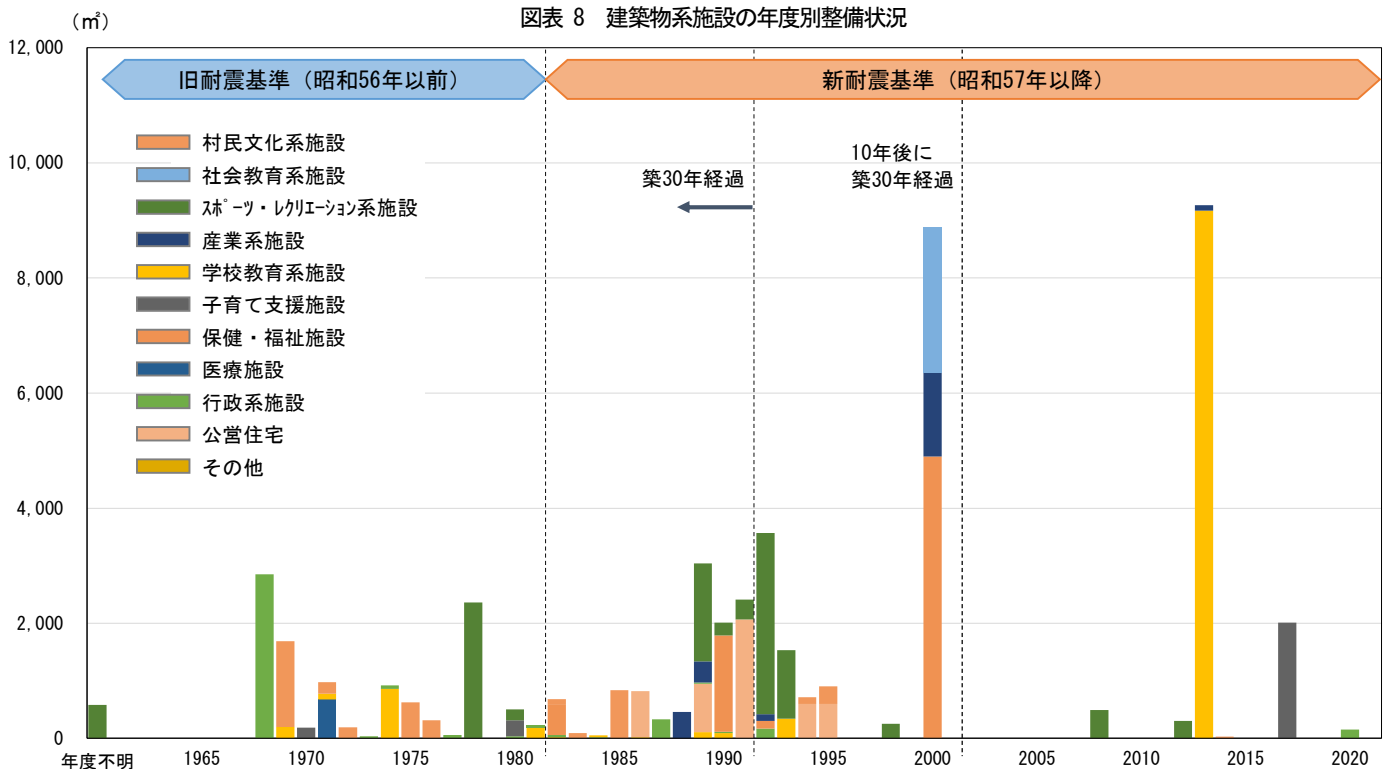
資料：大湯村

2 建築物系施設の現況

(1) 年度別整備状況

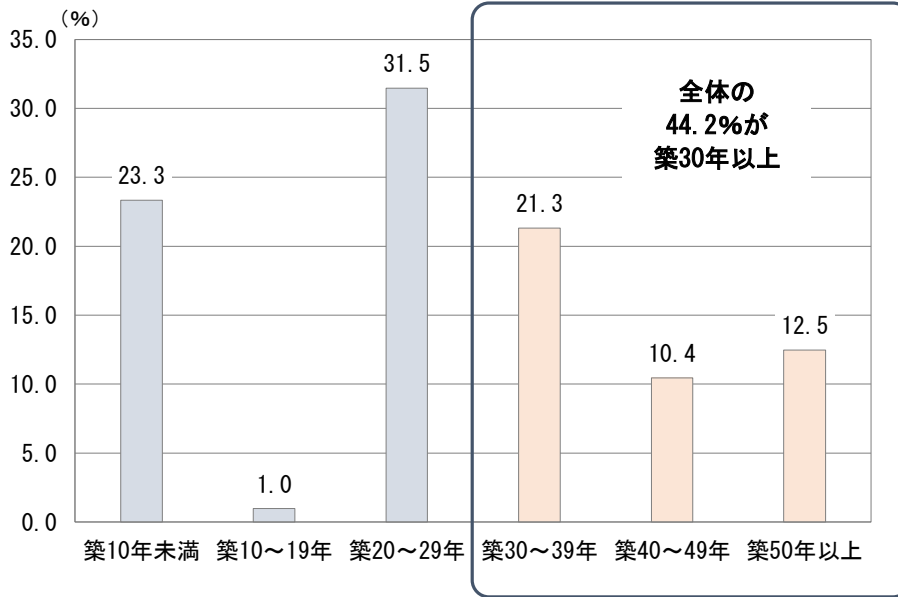
建築物系施設を建築年別にみると、本村が誕生した昭和39（1964）年10月以降、1960年代後半（昭和40年代後半）から1990年代半ば（昭和50年後半）にかけて毎年建設されており、集中しています。

そのうち、築30年を超える施設（延床面積）は44.2%を占めていますが、10年後には75.7%となるため、今後公共施設の老朽化の進行とともに、大規模改修や建替え等について検討が必要となる施設が大幅に増加するとみられます。



資料：大湯村

図表 9 公共施設 建築経過年数別延床面積割合



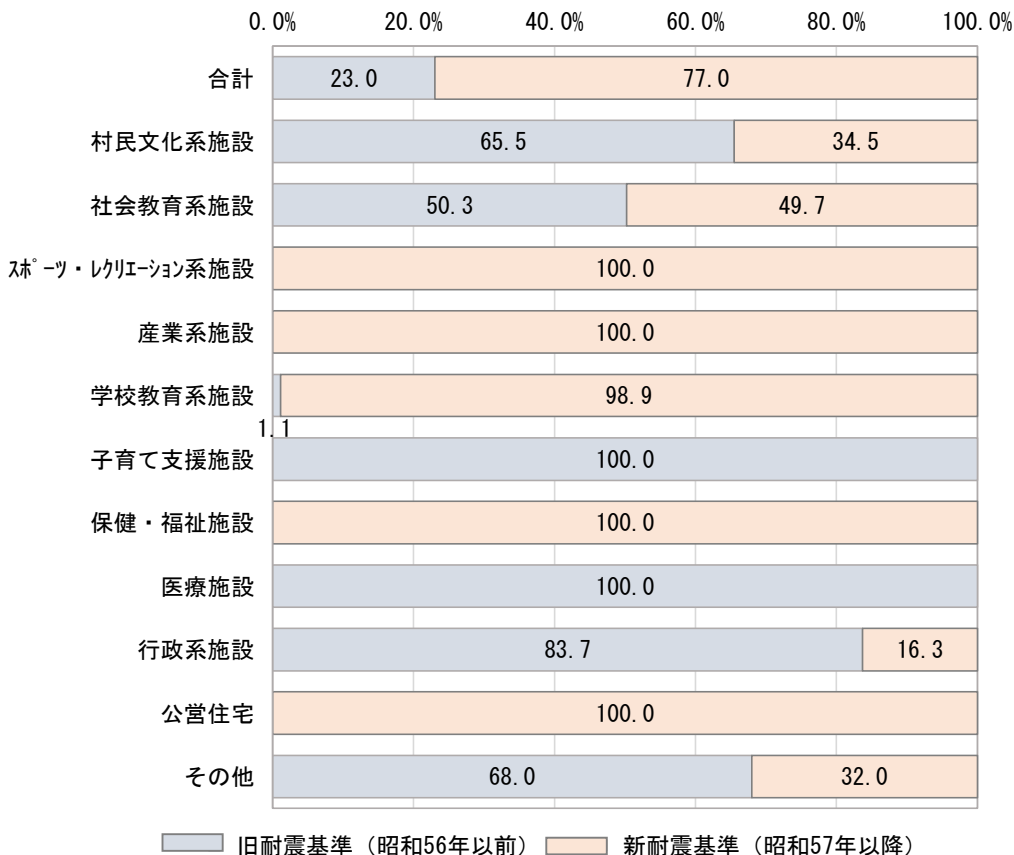
資料：大湯村

(2) 耐震基準別の類型別延床面積

建築物系施設の耐震基準別による延床面積割合をみると、旧耐震基準（昭和56（1981）年以前）の建物（延床面積）は、23.0%となっています。

類型別にみると、村民文化系施設、社会教育系施設、子育て支援施設、医療施設、行政系施設、その他施設では、旧耐震基準の割合が5割を上回っています。

図表 10 公共施設耐震基準別の延床面積割合

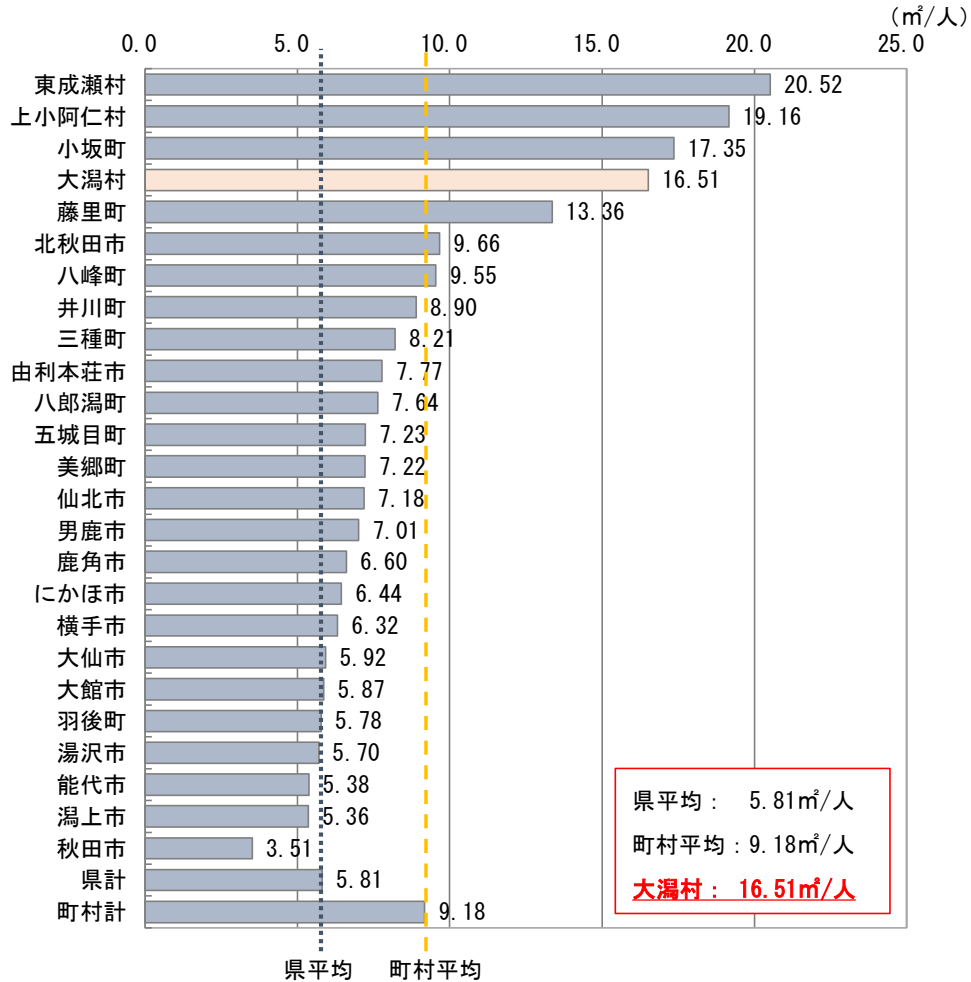


資料：大湯村

(3) 住民1人当たりの公共施設延床面積の比較

本村の住民1人当たりの延床面積は、16.51㎡となっており、県内町村平均と比べて1.8倍多く保有しており、県内で大きい方から順位付けすると4番目の水準となっています。

図表 11 公共施設 住民1人当たり延床面積の本村と県内他自治体との比較



■ 算定式

- ・住民1人当たり延床面積＝公共施設の延床面積計（行政財産及び普通財産の建物延面積の合計）÷人口（令和2（2020）年1月1日住基台帳人口）

■ 比較自治体

- ・市と町村では人口規模等が異なることから、県計及び県内町村にて比較しています。

資料：令和元年度市町村公共施設概要

3 土木系施設・企業会計施設（インフラ資産）の現況

本村の主な土木系施設・企業会計施設（インフラ資産）の現況は、次のとおりとなっています。

インフラ資産は、住民生活や地域の経済活動を支える重要な基盤であり、今後も継続的に利用できるよう整備する必要がありますが、一方で維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が懸念されます。

（1）道路の保有状況

本村の管理する一般道路は、実延長 283,308mに及び、地域住民の生活道路としてはもとより、産業・地域間交流においても重要なものとなっており、公共交通機関と連携のとれた総合的な交通体系の整備が求められています。

図表 12 村が管理する道路

種別	実延長 (m)	道路部面積 (㎡)
一般道路	283,308	3,001,373
自転車歩行者道	10,312	21,971

資料：大潟村 令和3（2021）年3月31日現在

（2）橋りょうの保有状況

令和3（2021）年3月末現在、大潟村が管理する橋りょうは、計30橋あります。

図表 13 村が管理する橋りょう（構造別橋りょう面積）

構造	橋数	実延長 (m)	面積 (㎡)
P C 橋	5	91	579
R C 橋	6	67	228
鋼 橋	3	342	2,600
木 橋 その他	16	28	583
合 計	30	528	3,990

資料：大潟村 令和3（2021）年3月31日現在

（3）上下水道施設の保有状況

本村の上水道における管路は、現在総延長が58,638mあり、水道普及率は100.0%となっています。

上水道は、住民生活や社会・経済活動に欠くことのできない極めて重要なライフラインであり、平常時はもとより、震災等の非常時においても一定の給水を確保する必要がありますが、適正な維持管理とともに、引き続き、水道施設の耐震化を図り、被害発生を抑制し、断減水の影響を極力小さくする努力の積み重ねが求められています。

図表 14 村の上水道施設の整備状況（再掲）

施設名	延長等 (m)
管路延長	58,638

資料：大潟村 令和3（2021）年3月31日現在

(3) 下水道施設の保有状況

本村の下水道における管路は、現在総延長が26,980mあり、下水道普及率、接続率はともに100.0%となっています。

下水道は、健康で快適な住民生活や公衆衛生の向上など、欠くことのできない社会基盤であるだけでなく、生活排水を適切に処理することによって、河川等の公共用水域の水質保全にも資する重要な施設です。

そのため、適正な下水処理による環境への負荷低減を図り、安全で快適な環境づくりが引き続き重要となります。

図表 15 村の上水道施設の整備状況（再掲）

施設名	延長等 (m)
管路延長	26,980

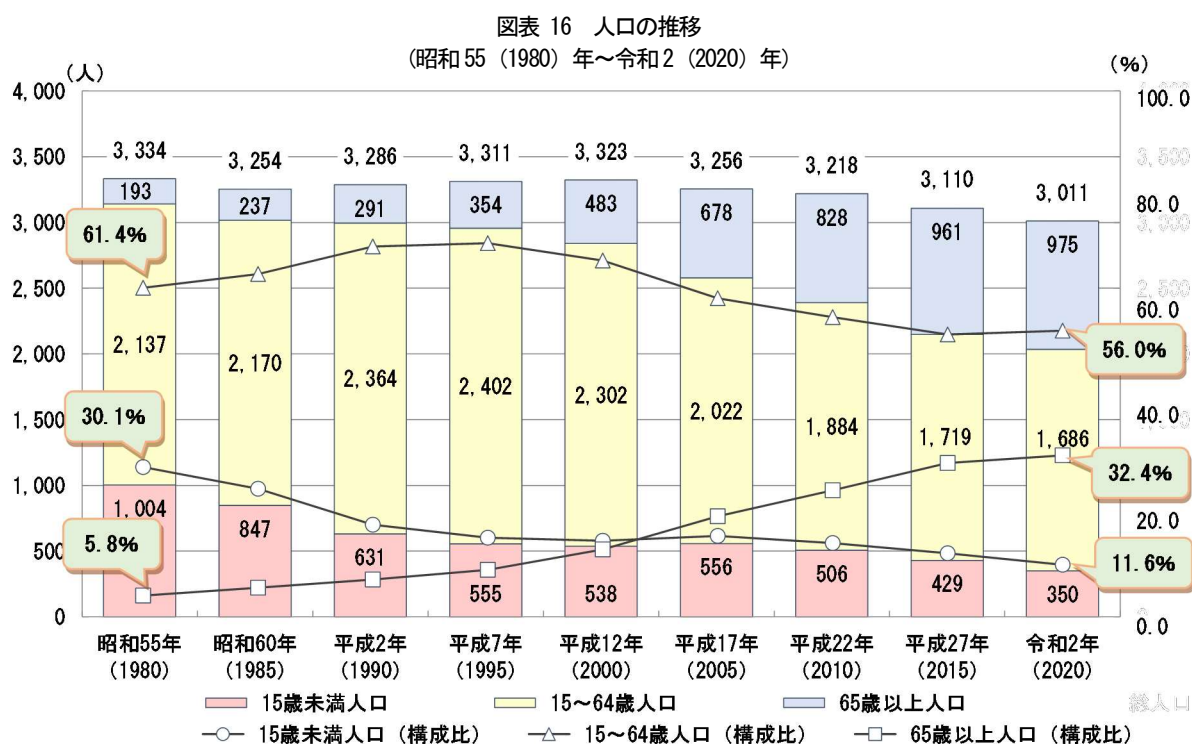
資料：大潟村 令和3（2021）年3月31日現在

2-2 人口推移

1 人口推移

国勢調査による昭和55(1980)年以降の本村の総人口は、昭和60(1985)年に一時減少し、平成12(2000)年にかけて増加していますが、平成17(2005)年以降は減少が進み、令和2(2020)年は3,011人となっています。

また、年齢別人口構成比の推移をみると、平成17(2005)年には65歳以上の人口比率が15歳未満人口比率を上回り、以降も65歳以上人口比率は年々上昇し、令和2(2020)年では32.4%を占め、超高齢社会の到来、少子化の進行がみられます。



(単位：人)

区分	昭和55年(1980)	昭和60年(1985)	平成2年(1990)	平成7年(1995)	平成12年(2000)	平成17年(2005)	平成22年(2010)	平成27年(2015)	令和2年(2020)
総人口	3,334	3,254	3,286	3,311	3,323	3,256	3,218	3,110	3,011
0～14歳	1,004	847	631	555	538	556	506	429	350
15～64歳	2,137	2,170	2,364	2,402	2,302	2,022	1,884	1,719	1,686
65歳以上	193	237	291	354	483	678	828	961	975

※総人口は年齢不詳を含みます。

資料：国勢調査

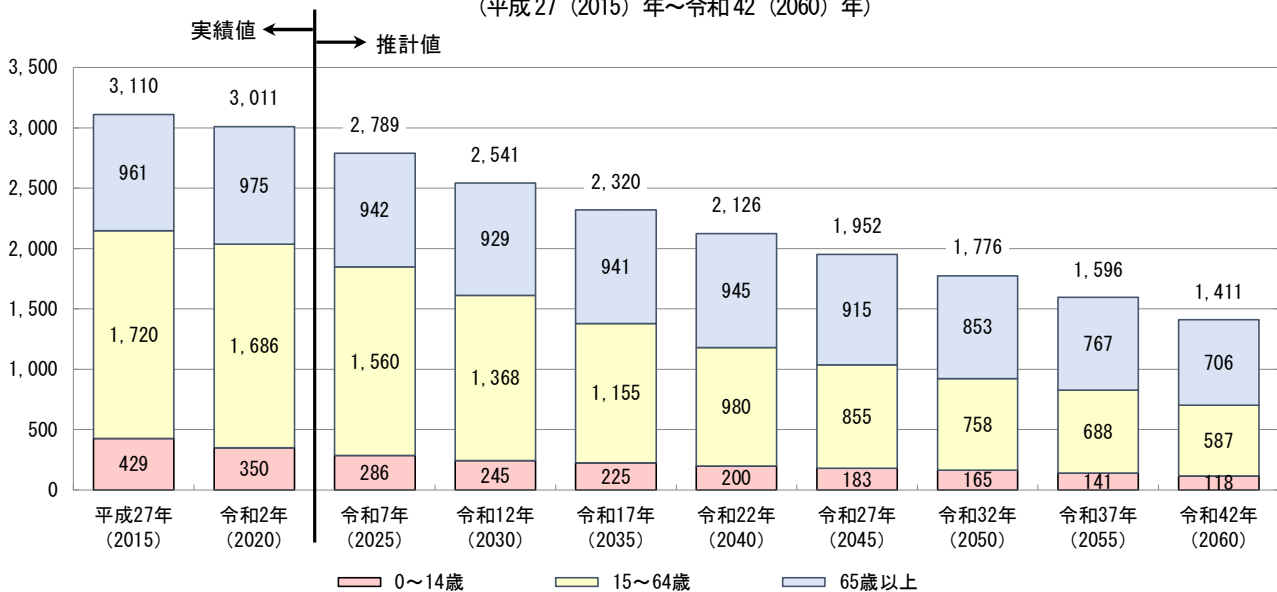
2 将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所がまとめた推計（平成30（2018）年3月推計）によれば、本村の人口は緩やかな減少推移により、令和42（2060）年には、1,411人となる見込みです。

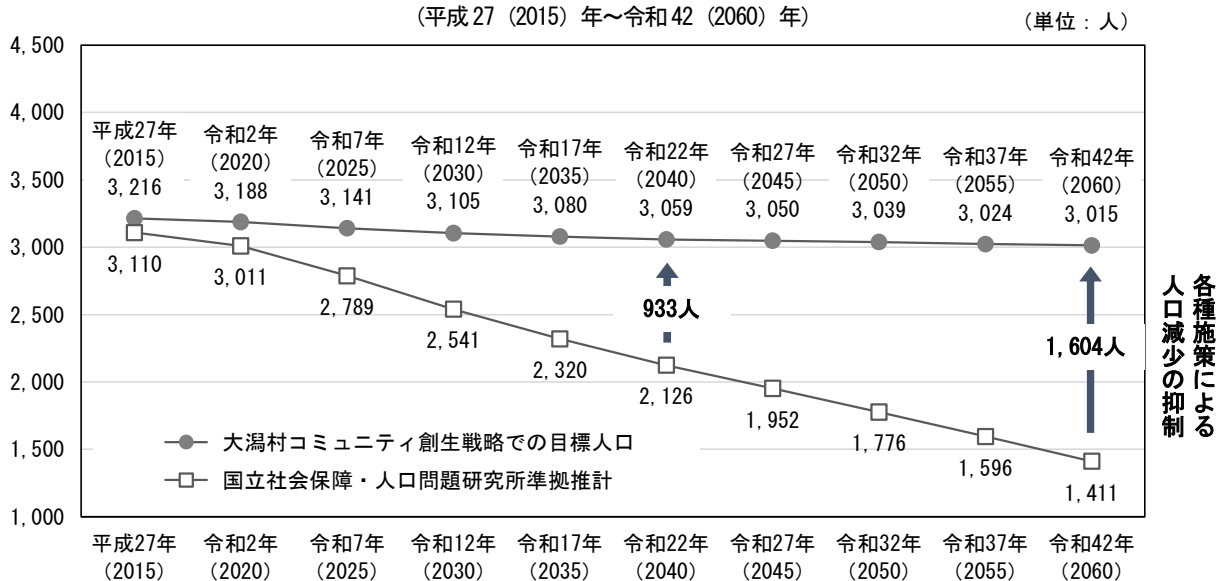
また、年齢3区分で見ると、15歳未満は令和2（2020）年、15～64歳は令和17（2035）年、65歳以上は令和37（2055）年より減少推移となる見込みであり、人口構成比からは、引き続き少子高齢化が進行する見込みです。

なお、令和2（2020）年3月に策定した第2期大潟村コミュニティ創生戦略での目標人口の推移と、社人研準拠推計とを比較すると、令和42（2060）年が目標人口3,015人に対して、社人研準拠推計では1,411人と推計され、引き続き人口減少の抑制に取り組む必要があります。

図表 17 人口の推移
（平成27（2015）年～令和42（2060）年）



図表 18 目標人口と社人研準拠による推計との比較
（平成27（2015）年～令和42（2060）年）



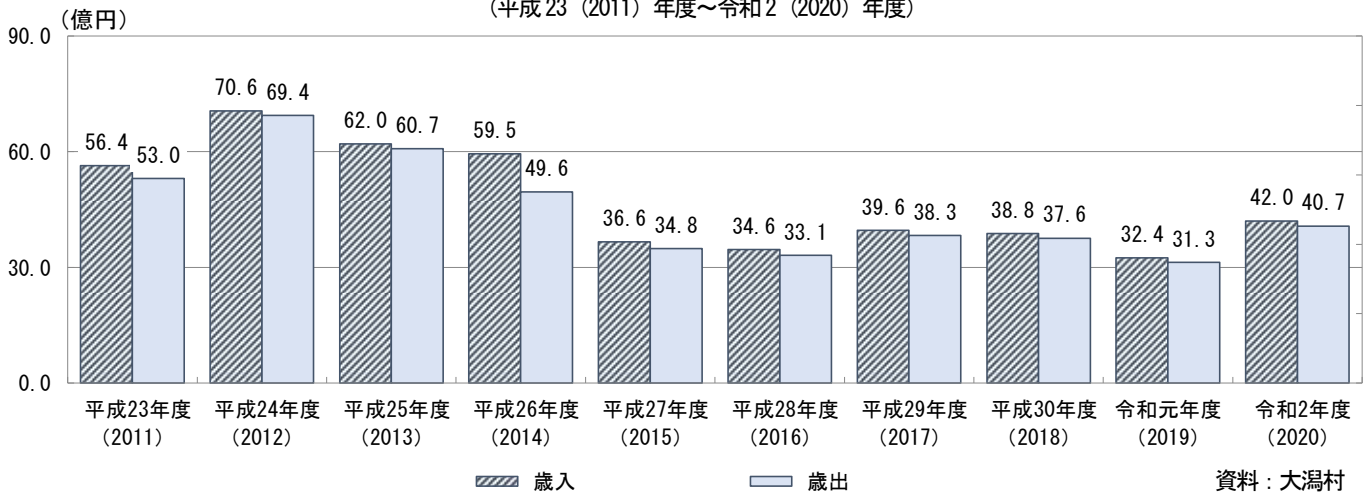
※総人口は年齢不詳を含みます。

資料：国勢調査・国立社会保障・人口問題研究所（平成30（2018）年3月推計）

2-3 財政

近年の歳入・歳出額の推移とみると、平成26（2014）年度までは、歳入、歳出ともに50～70億円で推移していますが、平成27（2015）年度以降は、歳入、歳出ともに30～40億円程度で推移しており、区間の平均歳入額は47.3億円、歳出は44.9億円となっています。

図表19 歳入・歳出の推移
(平成23(2011)年度～令和2(2020)年度)

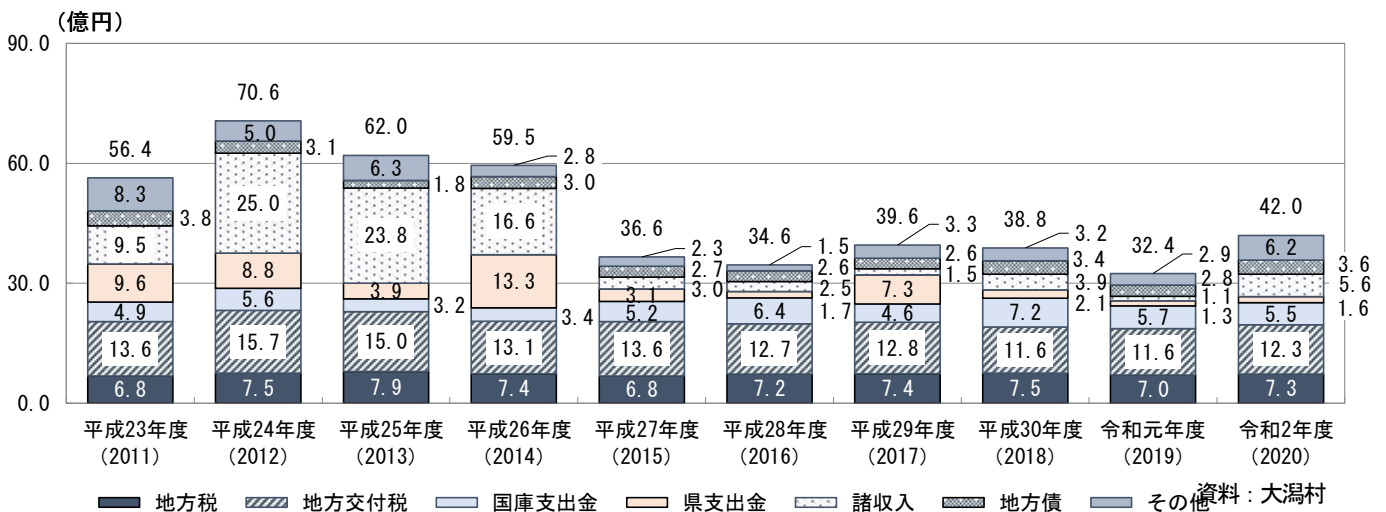


1 歳入

令和2（2020）年度の歳入総額は42.0億円となっており、過去の推移（平成23（2011）年度～令和2（2020）年度）では、地方債や国庫支出金などにばらつきがありますが、地方税や地方交付税は、概ね横ばいで推移しています。

今後は、生産年齢の人口減少が進むこと等により、自主財源である住民税の減少など、歳入確保が厳しくなることが見込まれます。

図表20 歳入の推移
(平成23(2011)年度～令和2(2020)年度)

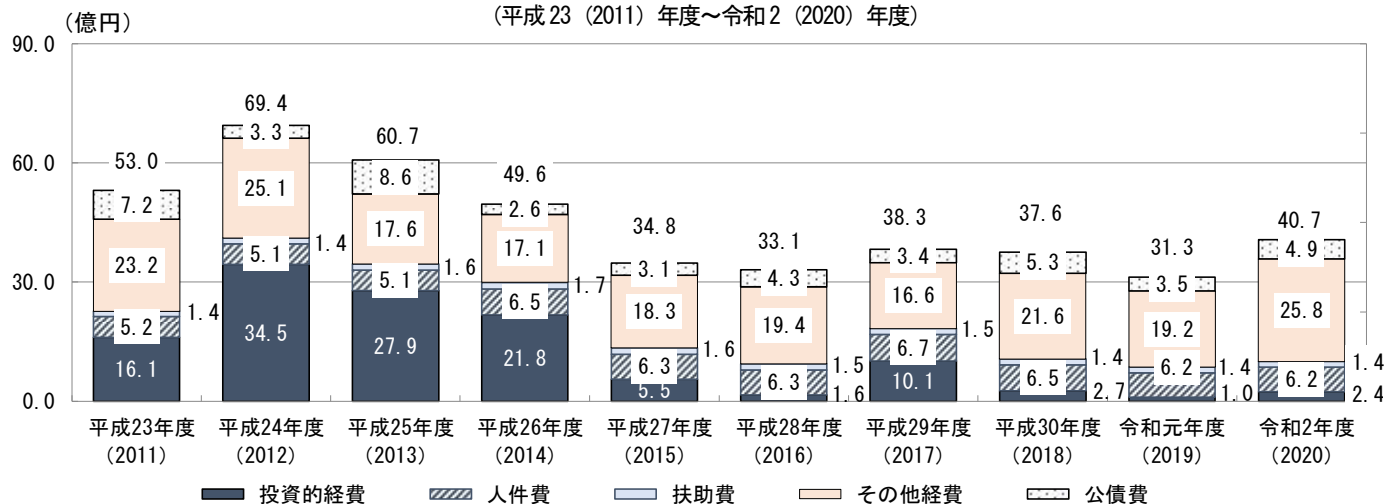


2 歳出

令和2(2020)年度の歳出総額は40.7億円っており、過去の推移(平成23(2011)年度～令和2(2020)年度)では、人件費はほぼ横ばいで推移していますが、投資的経費は年度によりばらつきがみられ、平成30(2018)年度以降は1～3億円で推移しています。

今後は少子高齢化の進行等により、扶助費といった固定的な経費の増加が見込まれるなど、厳しい財政運営が懸念されることから、引き続き行財政改革に取り組み、財政運営の安定化、健全化を図っていく必要があります。

図表 21 歳出の推移
(平成23(2011)年度～令和2(2020)年度)



資料：大潟村

なお、平成27(2015)年度から令和2(2020)年度の普通建設事業は、事業の実施に併せて増減しており、平均で3.6億円となっています。このうち、道路及び橋りょうに係る投資的経費は平均1.0億円となっています。

今後は、老朽化した公共施設等の改修等が増加することが見込まれ、厳しい財政運営を強いられることが懸念されることから、行財政運営の安定化、健全化を図っていく必要があります。

図表 22 普通建設事業費の内訳 (平成27(2015)年度～令和2(2020)年度)

(単位：千円)

区分	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)
普通建設事業	553,089	156,675	1,014,881	265,397	98,709	244,152
道路に係る経費	87,246	75,200	89,532	77,125	80,139	139,433
橋りょうに係る経費	140,059	28,686	0	1,700	0	0
公共施設・その他に係る経費	325,784	52,789	925,349	186,572	18,570	104,719
(参考) 上下水道に係る投資的経費	109,481	145,166	228,677	21,363	102,712	207,836
上水道に係る経費	18,620	32,373	143,016	5,390	3,642	83,734
下水道に係る経費	90,861	112,793	85,661	15,973	99,070	124,102

資料：大潟村

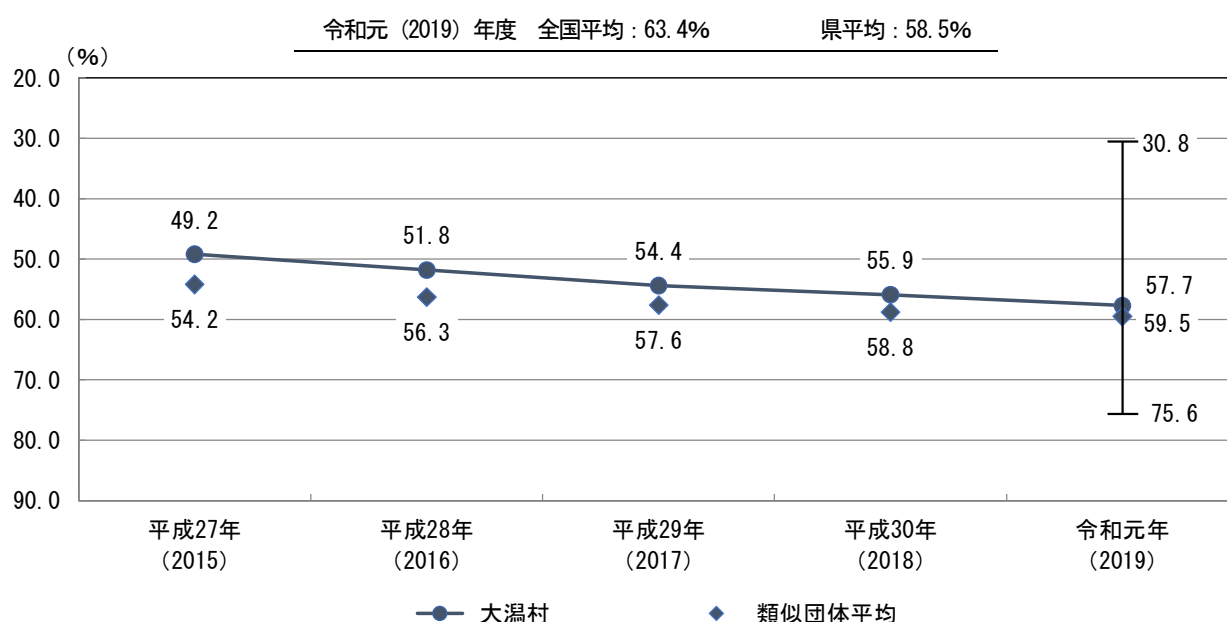
(参考) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却類型額の割合を算出することに対して資産取得からどの程度経過しているかを把握することができます。

本村の有形固定資産減価償却率は、増加傾向にあります。類似団体平均よりもやや低い水準となっています。役場庁舎等老朽化が進んでいる施設もあることから、有形固定資産減価償却率の上昇が見込まれます。

今後も公共施設の保有量最適化を図りつつ、人口規模に応じて継続して維持管理が求められる施設については、点検・診断や計画的な予防保全による長寿命化を進めていくなど、公共施設等の適正管理に努めることが求められます。

図表 23 有形固定資産減価償却率の推移
(平成27(2015)年度～令和元(2019)年度)



[算定式]

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

資料：令和元年度市町村公会計指標分析

2-4 修繕・更新費の見込み

公共施設等の更新費用の推計は、公共施設更新費用試算ソフトを活用し、今後40年間、同種、同規模で更新した場合の必要コストを試算します。

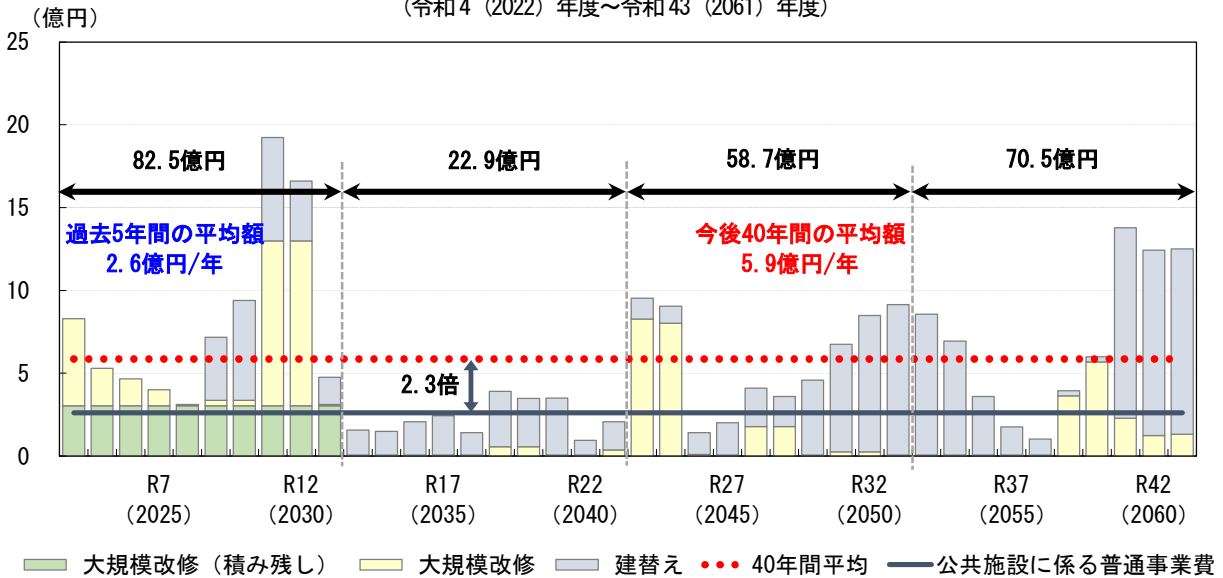
1 建築物系施設

本村が保有する公共施設の今後40年間に係る更新費用の総額は234.6億円となり、1年当たり換算すると毎年5.9億円の大規模改修・建替え費用が必要となります。

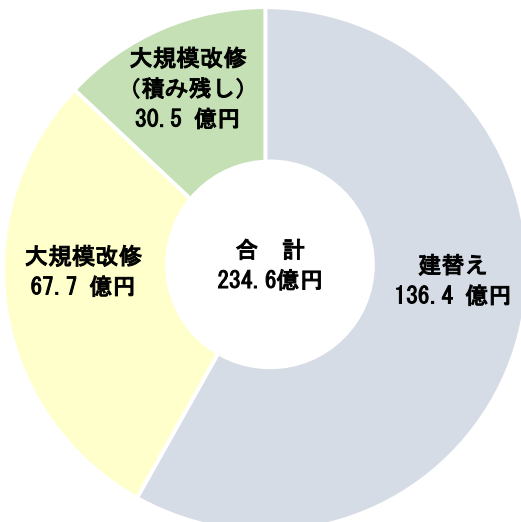
今後40年間で必要となる大規模改修・建替え費用は、過去5年間における公共施設・その他に係る普通建設事業費の平均(2.6億円/年)の約2.3倍となり、年間3.3億円の不足することとなります。

また、当初10年間と20年目以降に集中していることから、今後は長寿命化や施設の縮減を図り、費用の平準化を図る必要があります。

図表 24 公共施設の修繕・更新費の見込み(単純更新した場合)
(令和4(2022)年度～令和43(2061)年度)



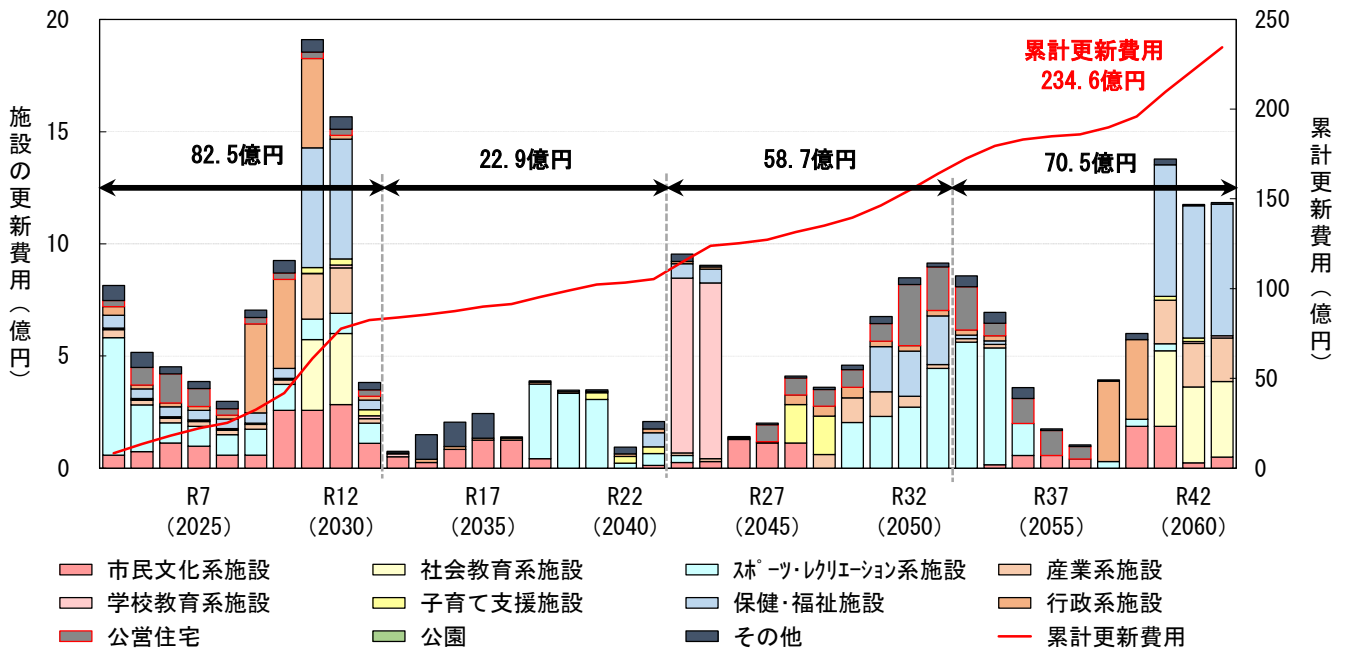
図表 25 今後40年の修繕・更新費の内訳
(令和4(2022)年度～令和43(2061)年度)



建	替	え	136.4
大	規	模	改
修			67.7
大	規	模	改
修	(積	み
残	し)		30.5
合		計	234.6
今	後	40	年
間	の	平	均
額			5.9

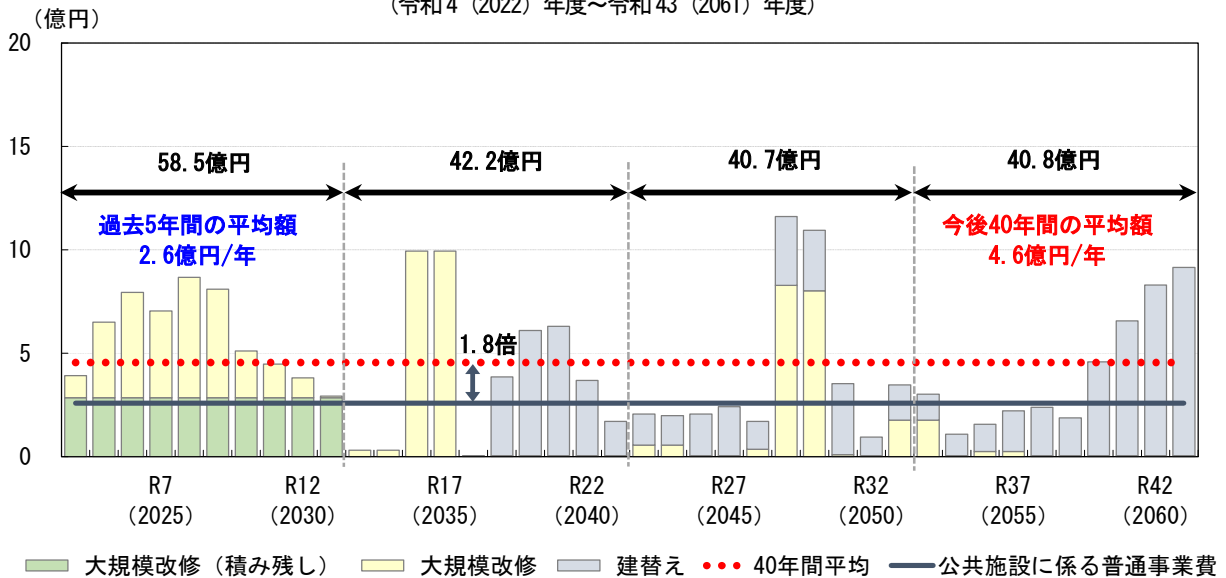
資料：大潟村公共施設状況をもとに作成

図表 26 施設別の修繕・更新費の見込み（単純更新した場合）
（令和4（2022）年度～令和43（2061）年度）



なお、今後40年間で既存施設を単純更新した場合に必要なコスト（5.7億円/年）に対し、建替え更新周期を70年、大規模改修周期を35年とし、施設の長寿命化対策を行った場合のコスト（4.6億円/年）を比較すると、長寿命化対策を行った場合の更新費用の方が、約1.1億円/年縮減できると試算されます。

図表 27 長寿命化対策（大規模改修35年、建替え70年）した場合の公共施設の修繕・更新費の見込み
（令和4（2022）年度～令和43（2061）年度）

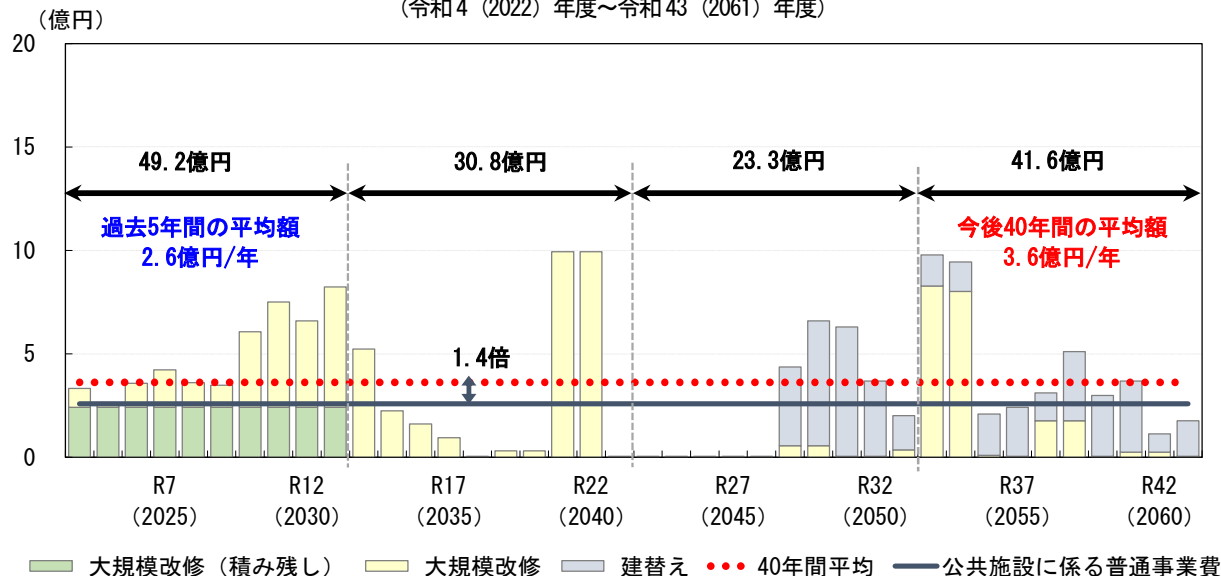


	現在 (過去5年平均)	今後40年間の経費		効果額 (1年当たり縮減額)
		既存施設を単純更新 した場合のコスト	長寿命化対策した 場合のコスト	
公共施設	2.6億円/年	5.7億円/年	4.6億円/年	1.1億円/年

資料：公共施設更新費用試算ソフト

また、今後40年間で既存施設を単純更新した場合に必要なコスト(5.7億円/年)に対し、建替え更新周期を80年、大規模改修周期を40年とし、施設の長寿命化対策を行った場合のコスト(3.6億円/年)を比較すると、長寿命化対策を行った場合の更新費用の方が年約2.1億円削減できると試算されます。

図表 28 長寿命化対策(大規模改修40年、建替え80年)した場合の公共施設の修繕・更新費の見込み
(令和4(2022)年度~令和43(2061)年度)



	現在 (過去5年平均)	今後40年間の経費		効果額 (1年当たり削減額)
		既存施設を単純更新 した場合のコスト	長寿命化対策した 場合のコスト	
公共施設	2.6億円/年	5.7億円/年	3.6億円/年	2.1億円/年

資料：公共施設更新費用試算ソフト

(設定条件)

- ・面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。
- ・更新年数経過後に現在と同じ面積等で更新すると仮定し、以下の構造別年度別面積に対し、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算しています。

施設分類	更新単価 (円/㎡)	
	大規模改修	建替え
村民文化施設	250,000	400,000
社会教育施設	250,000	400,000
スポーツ・レクリエーション施設	200,000	360,000
産業施設	250,000	400,000
学校教育施設	170,000	330,000
子育て支援施設	170,000	330,000
保健・福祉施設	200,000	360,000
医療施設	250,000	400,000
行政関連施設	250,000	400,000
公営住宅	170,000	280,000
その他	200,000	360,000

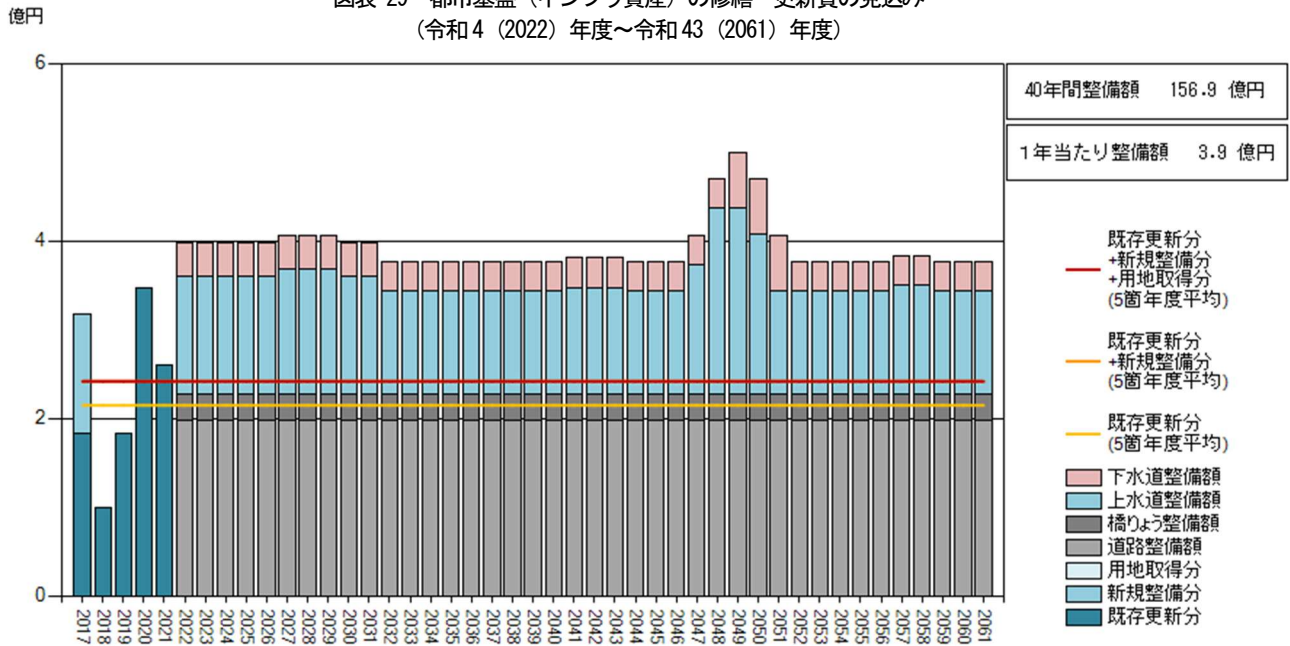
※ソーラースポーツライン(コース)は、維持補修費及び補修工事費の近年5か年平均費用、指定管理料(維持補修費を含む)を見込みます。

資料：公共施設更新費用試算ソフト

2 土木系公共施設・企業会計施設（インフラ資産）

現在の土木系公共施設・企業会計施設（インフラ資産）を今後40年間このまますべて保有し続けた場合に、必要なコストを公共施設と同様に一定の条件のもとで試算したところ、施設全体の今後40年間に係る更新費用総額は156.9億円で、1年当たりの整備額は3.9億円となり、過去5年間における施設に係る投資的経費の平均（2.4億円/年）の約1.6倍となり、将来的に経費の不足が見込まれます。

図表 29 都市基盤（インフラ資産）の修繕・更新費の見込み
（令和4（2022）年度～令和43（2061）年度）



分類	耐用年数 (更新年数)	更新費用の推計 (単位：億円)		過去5年間の 投資的経費平均 (単位：億円/年)	備考
		年平均	今後40年間 の合計		
道路	15年	2.0	79.1	0.9	総面積による将来の更新費用の推計
橋りょう	60年	0.3	12.0	0.1	総面積による将来の更新費用の推計
上水道	40年	1.3	51.2	0.5	管径別延長による将来の更新費用の推計
下水道	40年	0.4	14.6	0.9	管径別延長による将来の更新費用の推計
全体更新費用		3.9	156.9	2.4	

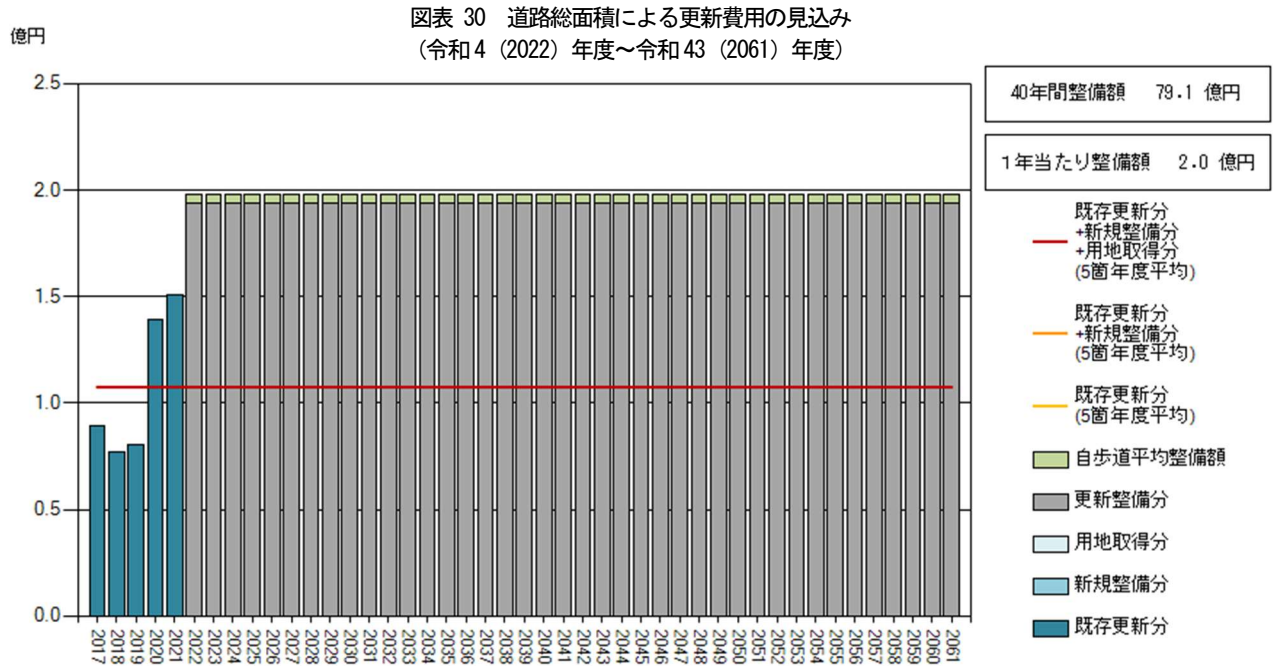
※小数点第1位四捨五入しているため、全体更新費用と一致しない場合があります。

資料：公共施設更新費用試算ソフト

(1) 道路

道路総面積による、今後40年間に係る更新費用総額は79.1億円、1年当たりの整備額は2.0億円となります。

また、過去5年間における道路に係る投資的経費の平均は、既存更新分及び新規整備分を合わせて0.9億円/年となっており、今後、経費の圧縮が必要となります。



(設定条件)

- ・整備面積を更新年数で除した面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。
- ・以下の分類別面積に対し、それぞれの面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算しています。

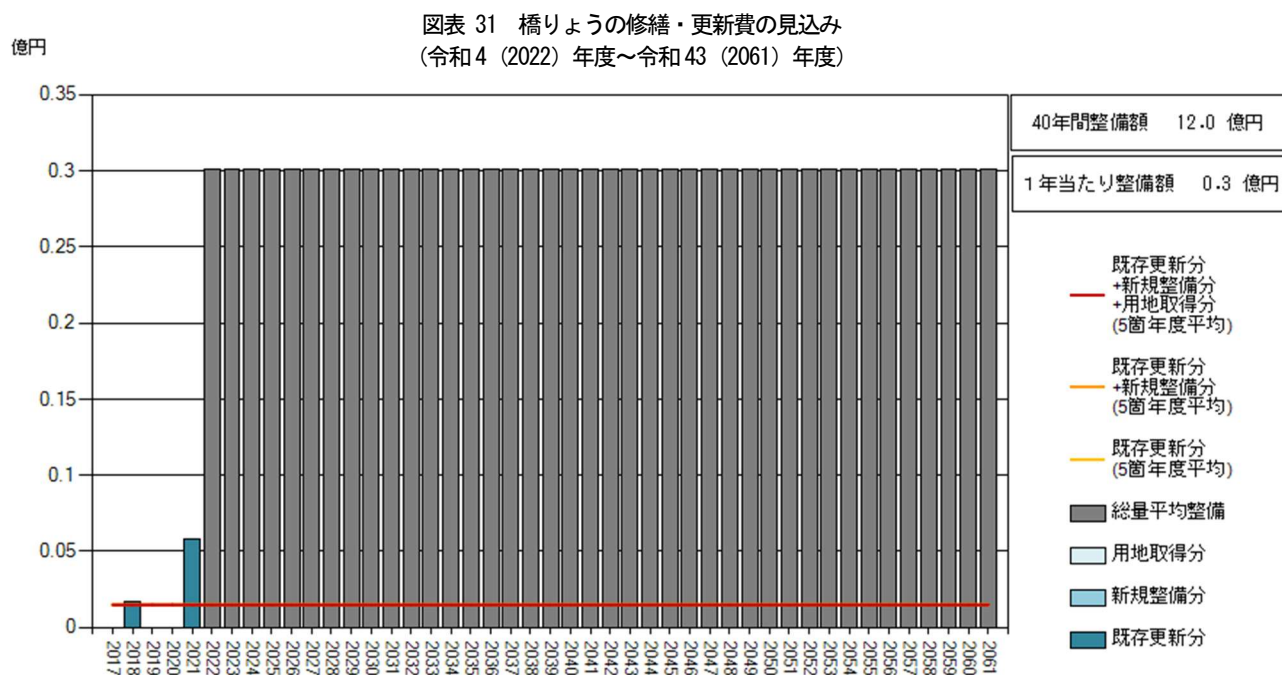
分類	更新年数	更新単価 (円/㎡)
一般道路	15年	4,700
自転車歩行者道・未舗装道路	15年	2,700

資料：公共施設更新費用試算ソフト

(2) 橋りょう

橋りょうの今後40年間に係る更新費用総額は12.0億円で、1年当たりの整備額は0.9億円となります。

また、過去5年間に於ける橋りょうに係る投資的経費の平均は、0.1億円/年となっており、1年当たりの整備額を上回っています。



(設定条件)

- ・面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。
- ・更新年数経過後に現在と同じ面積等で更新すると仮定し、以下の構造別年度別面積に対し、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算しています。

分類	更新年数	更新単価 (円/㎡)
PC橋	60年	425,000
RC橋	60年	425,000
鋼橋	60年	500,000
その他	60年	425,000

資料：公共施設更新費用試算ソフト

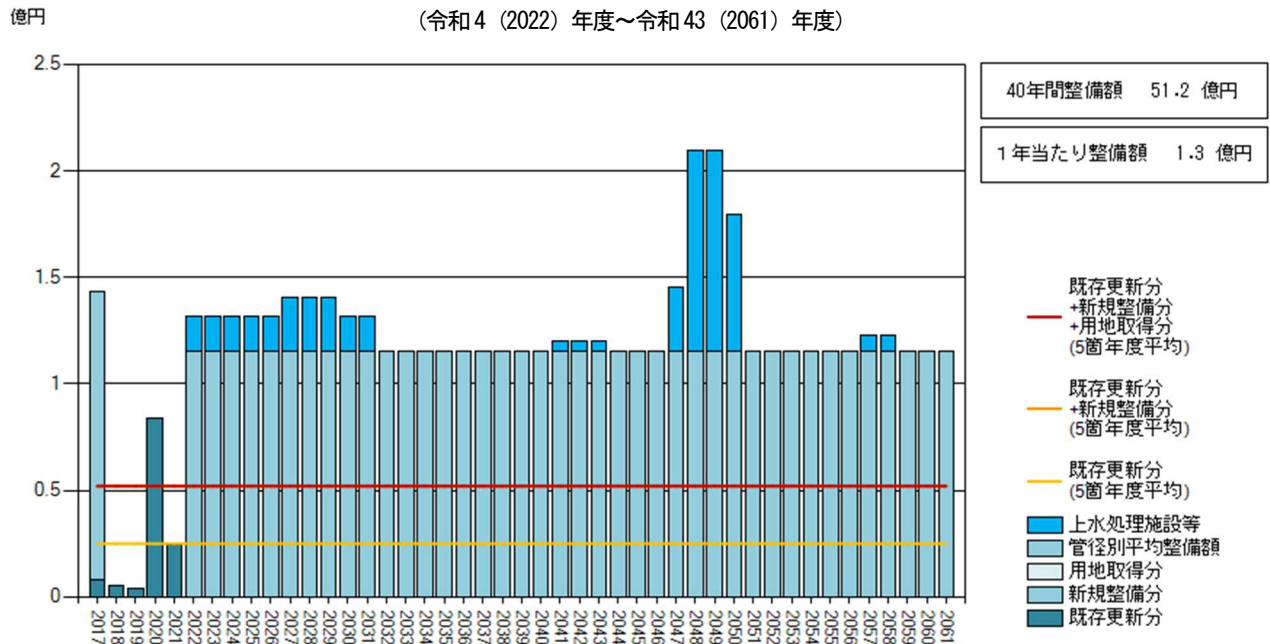
(3) 上水道

上水道の今後40年間に係る更新費用総額は51.2億円で、1年当たりの整備額は1.3億円となります。

また、過去5年間ににおける上水道に係る投資的経費の平均は、既存更新分及び新規整備分を合わせて0.5億円/年となり、1年当たりの整備額を上回ります。

また、上水道処理施設の更新時期となる令和29(2047)年～令和32(2050)年にかけて、更新費用が大きく上昇するため、点検等を通じて予防保全、耐用年数の長寿命化を図るなど、トータルコストの縮減、平準化に努める必要があります。

図表 32 上水道の修繕・更新費の見込み
(令和4(2022)年度～令和43(2061)年度)



(設定条件)

- ・延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。
- ・更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。
- ・試算時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では、費用が集中することになるため負担を分散軽減できるように、試算開始時から20年間に更新費用を割り当てています。
- ・上水道処理施設については、面積に対し、更新費用(大規模改修:20万円/m²、建替え:36万円/m²)を乗じることにより更新費用を試算しています。

分類	更新年数	更新単価(円/m ²)
導水管・送水管・300mm以下	40年	100,000
〃 ・300～500mm未満	40年	114,000
〃 ・500～1,000mm未満	40年	161,000
配水管・150mm以下	40年	97,000
〃 ・200mm以下	40年	100,000
〃 ・250mm以下	40年	103,000
〃 ・300mm以下	40年	106,000
〃 ・350mm以下	40年	111,000
〃 ・400mm以下	40年	116,000

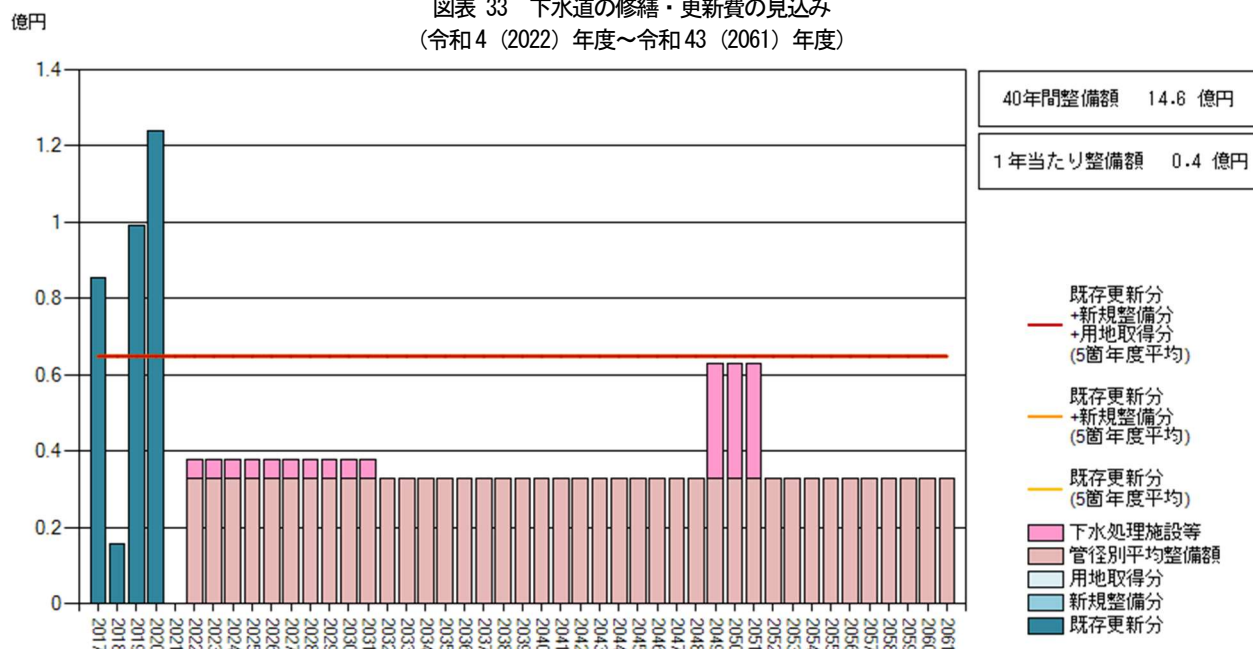
資料：公共施設更新費用試算ソフト

(4) 下水道

下水道の今後40年間に係る更新費用総額は14.6億円で、1年当たりの整備額は0.4億円となります。

また、過去5年間ににおける上水道に係る投資的経費の平均は、既存更新分及び新規整備分を合わせて0.9億円/年と1年当たりの整備額を下回ることから、今後も整備費用を確保できるものと見込まれます。

図表 33 下水道の修繕・更新費の見込み
(令和4(2022)年度～令和43(2061)年度)



(設定条件)

- ・延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。
- ・更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。
- ・試算時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では、費用が集中することになるため負担を分散軽減できるように、試算開始時から20年間に更新費用を割り当てています。
- ・下水道処理施設については、面積に対し、更新費用（大規模改修：20万円/m²、建替え：36万円/m²）を乗じることにより更新費用を試算しています。

分類	更新年数	更新単価 (円/m ²)
250mm 以下	50 年	61,000
251~500mm	50 年	116,000
501~1000mm	50 年	295,000

資料：公共施設更新費用試算ソフト

第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

3-1 公共施設等の現況や課題に関する基本認識

公共施設等の現況及び将来の見通しを踏まえ、本村の公共施設等の適正な管理に向けて、次のとおり公共施設等の現況や課題に関する基本認識を整理します。

1 施設の保有量：将来人口の推移に対応した施設保有量の適正化

本村の総人口は減少推移が続いており、国立社会保障・人口問題研究所がまとめた推計（平成30（2018）年3月推計）によれば、今後も減少傾向が見込まれますが、第2期大潟村コミュニティ創生戦略による将来目標人口において、各種施策に取り組み、令和42（2060）年度に3,015人を目指しています。

こうした人口推移に伴う各世代の人口構成の変化等により、公共施設へのニーズも変わり、ニーズに応じた用途変更や機能付加などが求められると予想されることから、それぞれの特性に合わせた規模や機能の程度について、検討していく必要があります。

また、保有している公共施設の住民1人当たりの公共施設保有量は、県内でも上位にあるため、人口規模に応じた保有量の適正化、効率的な利用に向けて引き続き検討を図る必要があります。

2 施設の品質維持：計画的な改修・建替え等による老朽化や災害への対応

建築系公共施設のうち、現在築30年を超える施設（延床面積）は44.2%を占めていますが、10年後には75.7%を占めるなど、今後は施設の安全を適正に保つため、大規模な改修・更新が必要となり、特に保有割合（施設数・床面積割合）の高いスポーツ施設や築50年を越える診療所等への対応が必要とみられます。

また、本村が保有している公共施設うち、旧耐震基準（昭和56（1981）年以前）の建物が全体の23.0%（床面積割合）を占めており、計画的な耐震改修も求められます。

なお、施設の便性や利用状況等を踏まえ、施設の品質維持の視点から、全庁的に施設に関する情報を共有し、計画的な維持管理が求められます。

3 維持更新に向けた財源確保：改修・建替え費用の抑制・機能・サービスの維持

少子化等に伴う生産年齢人口の減少が続き、税収の減少が見込まれる反面、高齢化に伴い、社会保障費等が増加することが予想されます。

また、今後多くの公共施設が随時更新時期を迎え、改修・更新に係る将来コストが増大し、村の財政、行政サービス（機能維持）に大きく影響を及ぼすことが見込まれるため、長期的な視点から更新時期が集中する前に、財源確保や改修・建替え費用の抑制及び改修・建替え時期の分散等より、財政負担の平準化を図る取組が求められます。

また、単に施設の総量縮減や維持管理コストの低減によって対処するのではなく、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行うとともに、施設運営に関しては、民間の資金活用（PFI）や官民連携（PPP）の推進のほか、エネルギーコストの削減や受益者負担の適正化、広域連携等も視野に入れながら、より効率的な運営に取り組む必要があります。

一方、公共施設の利用状況では、施設によって利用者の固定化等がみられることから、今後は、施設の立地や特性等を踏まえつつ、多様な使い方ができる環境や仕組みが求められます。

そのため、村民ニーズに対応した活用方法や利用内容について、村民とともに検討するほか、建替えや更新に合わせて、新たな施設利用ニーズに対応した機能を確保するなど、有効活用を進めることが求められます。

4 建築系公共施設・インフラ資産の主な施設管理のポイント

前項の基本認識から、人口減少や村民ニーズ等の変化に応じて、公共施設等の総量の適正化（削減）を検討することが必要であり、さらには限られた財源の中で公共施設等の維持・更新を実施し、村民の安全安心な利用に努める必要があります。

また、公共施設等を建築系公共施設とインフラ資産（土木系公共施設、企業会計施設を含む。）にあたっては、主に次の点に留意し、施設の維持管理、適正化に取り組むことが引き続き求められます。

（1）建築系公共施設

① 新規整備について

- ・施設の新設を行う場合は、村民ニーズ、建設コスト、管理運営、維持改修、解体、更新等に係るライフサイクルコストと、管理手法等について検討します。併せて、他施設の機能移転・代替、民間施設の活用や他施設との複合化等を検討します。

② 施設の更新（建替え）について

- ・施設の更新（建替え）にあたっては、施設統合・整理や遊休地の活用を積極的に図り、施設の複合化などによって、村民サービスを維持しつつ、施設総量を縮減します。
- ・複合施設においては、管理・運営を一元化・効率化し、施設の複合化により空いた土地は、有効活用、処分を促進します。

③ 施設総量（総床面積）について

- ・機能移転が可能な施設や用途が重複している施設等（公民館等の集会施設）については、村民サービスを考慮しながら統合や整理を検討します。
- ・稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、それでもなお稼働率が低い場合は、統合や整理も検討します。

④ 施設コストの維持管理、運営コストについて

- ・PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）/PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用）など、民間の力の活用を促進しながら公共施設等を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努めます。

(2) インフラ資産

① 現状の投資額（一般財源）について

- ・現状の投資額（一般財源）を予算総額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、改修・更新をバランスよく実施します。
- ・優先順位の設定等により、予算の縮減に合わせた投資額を設定します。

② ライフサイクルコスト（LCC）について

- ・維持補修と長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減します。
- ・PPP/PFI 等、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減します。

3-2 公共施設等の管理に関する基本方針

本村の現状を認識したうえで、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を次のとおり示します。

1 点検・診断等の実施方針

- ◎ 情報の一元化・有効活用：（建築系公共施設・インフラ資産）
- ◎ 定期的な点検・診断の実施：（建築系公共施設・インフラ資産）
- ◎ 設置機器の消費エネルギーに関する診断の実施検討：（建築系公共施設）

(1) 点検・保守

建物は、数多くの部品・部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能を持っています。それらの素材は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い建物本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理し、劣化及び機能低下を防ぎ、いつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行い、全庁で情報共有を図ります。

そのほか、建物の機能的なものに限らず、冷暖房や照明器具などの設置機器の更新にあたっては消費エネルギーに関する診断の実施によりコスト削減や環境負荷低減に努めます。

図表 34 （参考）建築・設備の日常点検項目

建 物		
構造別	小項目	点検方法等
構造体の安全	各種荷重に対するチェック	①固定荷重 ②積載荷重 ③積雪荷重 ④風圧力 ⑤地震力 ⑥その他荷重（土圧、水圧、移動荷重、建築設備荷重、作業荷重）
屋根・屋上	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフトレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ
外装仕上げ	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検

建具	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替え ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整
内部仕上げ	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①～⑧省略
厨房・浴室・便所など 水を使用する場所	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃
外構・その他	①境界標石 ②排水溝・会所	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃

設 備		
設備別	小項目	点検方法等
電気設備	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備の契約電力が 50KW 以上の場合には電気主任技術者の選任が必要。 ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている。
給排水衛生設備	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検、検査報告などが義務付けられている。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。
冷暖房換気設備	冷暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける。 ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任が必要。 ③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている。 ④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動などによる磨耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要。
昇降機設備	エレベーター・エスカレーター など	①「建築基準法」により定期検査報告が義務付けられている。 ②昇降機設備は複雑な制御機構を持った精度の高い機器設備なので、維持管理は専門技術者に行わせる。
ガス設備		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。
汚水浄化槽設備	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置及びポンプ設備は、常時作動させておく。

(「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会 (ARCA) より引用)

(2) 施設の診断

① 診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

- ・ 下表「公共施設診断の対象となる評価項目」を参考とし、本村で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断に努めます。
- ・ 耐震診断、劣化診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。
- ・ 診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

② 施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

- ・ 下表「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本村に必要な評価項目を選択し、評価方式を構築します。
- ・ 公共施設の主要な全施設について、施設ごとに課題と優先度を判断します。

図表 35 (参考) 公共施設診断の対象となる評価項目 (FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成)

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・ 敷地安全性 (耐災害)、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・ 建物部位 (構造・外装など) の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・ 施設各部位 (構造・仕上げ・付帯設備・建築設備) の不具合性
d.	快適性	・ 施設快適性 (室内環境・設備)、立地利便性
e.	環境負荷性	・ 施設の環境負荷性 (省エネ、有害物質除去など)
f.	社会性	・ 地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン (バリアフリー化)
g.	耐用性	・ 経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・ 維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・ 建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・ 情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・ 統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・ 顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・ 地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・ 供給数量適正性 (敷地面積、建物面積など)
o.	施設利用度	・ 施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・ 点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・ 運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ ライフサイクルコスト

2 維持管理・修繕・更新等/長寿命化の実施方針

- ◎ マネジメントサイクルの構築：(建築系公共施設・インフラ資産)
- ◎ 財源の確保・平準化：(建築系公共施設・インフラ資産)
- ◎ 予防保全による長寿命化：(建築系公共施設・インフラ資産)
- ◎ 長寿命化計画等による維持管理・修繕等の推進：(建築系公共施設・インフラ資産)

(1) 点検・保守

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃が必要です。中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、速やかな対応ができる体制を構築します。

- ・ 清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めます。
- ・ 廃棄物処理については、事業系の一般廃棄物について軽減策を立案し実践します。
- ・ 維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。

(2) 更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

図表 36 適法性の主な管理項目

適 法 性 管 理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の 履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建物の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠であることから、本計画の中の具体的な計画となる個別計画の策定を進め、定期的な見直しを行う必要があります。

(3) 長寿命化の実施方針

① 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点をおいた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の

長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健全な状態に保ち、定期的に施設診断を行い、その結果により小規模改修工事を行うことで不具合箇所を是正することです。

そのためには、今ある公共施設等の状態を把握するための施設診断が必要で、診断結果により所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、さらに計画的な保全を行います。

② 計画的な保全、長寿命化計画

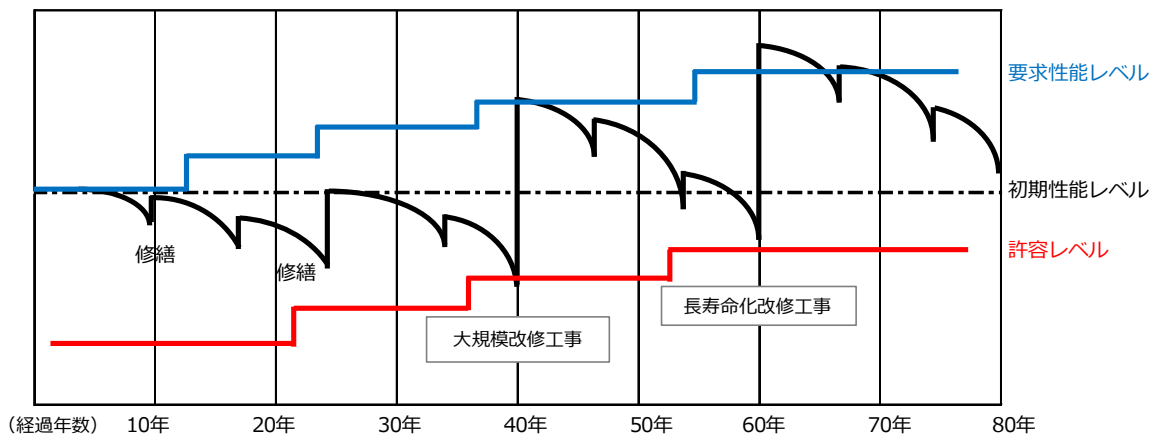
下図は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。

建設から40年程度までは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年以上経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

さらに、施設の寿命を延ばすには長寿命化改修工事が必要となります。

本村の公共施設では、建替え周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い、結果、使用が可能であれば長寿命化改修工事を行い、80年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

図表 37 長寿命化における経過年数と機能・性能の関係（鉄筋コンクリートの場合）



3 施設の利便性・利用者への配慮/ユニバーサルデザイン化の推進方針

◎ 使いやすい施設に向けた検討：（建築系公共施設・インフラ資産）

施設の利用性や利用者への配慮した施設環境の整備に向けて、将来のまちづくりとの整合を図りながら、サービスの維持、施設の統合や複合化に向けた検討を図るほか、利用実態を踏まえながら「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」（平成29（2017）年2月20日ユニバーサルデザイン2020 閣僚会議決定）の考え方を参考に、公共施設等の改修・建替えの際はユニバーサルデザイン化・バリアフリー化に配慮する等、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。

4 安全性確保/耐震化の推進方針

- ◎ 公共施設等の状況把握による安全確保：(建築系公共施設・インフラ資産)
- ◎ 耐震化の実施：(建築系公共施設・インフラ資産)

(1) 安全性確保

施設の安全性確保に向けては、各種点検・診断等により得られた点検履歴や蓄積情報を生かし、危険性が高いと認められた公共施設等については、施設の利用、効率等を踏まえ、速やかに安全確保を図ります。

特に老朽化等により供用廃止され、かつ今後も施設の利用、効用等の低い公共施設等については、取壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

(2) 耐震化

耐震化にあたっては、順次耐震診断を実施し、特に利用率、効用等の高い施設については、重点的に対応することとします。その際に、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性(耐震性)についても検討を行い、災害応急活動に必要な施設や多数の者が利用する施設、避難所等、特に耐震安全性の確保が必要な施設については、災害時を想定し、早期の対応を図ります。

特に道路や橋りょう等のインフラ資産は、地震等の災害による施設の崩壊が人命につながる重大な事故に発展する危険性が高いため、優先的な耐震化とともに、必要な安全対策を実施します。

なお、下表は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性等が挙げられます。

そのため、本村では、表中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み評価し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保・耐震化に向けて取り組みます。

図表 38 施設の安全確保に係る項目 (FM 評価手法・JFMES13 マニュアル (試行版))

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層の有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域の有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域の有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地の有・無
			危険物の種類	・消防法危険物(1類・2類・3類)の有・無
		保安距離	・危険物から50m以内、200m以内	
		建物安全性	構造安全性	基礎の安全性
	常時床荷重			・許容積載荷重・超過
	耐震安全性		建設年	・1981年6月以前
			耐震診断	・ I_s 値>0.6 /0.6> I_s 値>0.3 /0.3> I_s 値
	耐震補強	・要・不要		

評価項目			内 容		
大項目	中項目	小項目			
耐用性			耐震等級	・等級	
			免震、制震	・有・無	
		耐風安全性	耐風等級	・等級	
		対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度	
		対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度	
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能	
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保	
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用出入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保	
	生活環境 安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況	
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・ステレン放散速度	
		水質安全性	水質検査	・有・無	
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度	
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度	
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度	
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度	
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況（年代・部位）	
			PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況（年代・部位）	
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況	
			CCA 対策	・木造土台の CCA の有・無	
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度	
			風害防止性	・風害防止要件の満足度	
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度	
			騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度	
	障害防止性		・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度		
	外構の維持保全		・外構の維持保全要件の満足度		
	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%	
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数	
耐久性		構造材耐久性	・構造耐用年数（60年）と築年の差		
		外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40年）と改修年の差		
	付属設備耐久性	・設備耐用年数（20年）と改修年の差			
不具合現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況		
		土台	・腐れ、欠損の状況		
		柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況		
	外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況		
		外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況		
		窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況		
内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下の有・無			

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
			内壁	・割れ、剥がれ、変色の有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色の有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			その他設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況

5 統合や廃止の推進方針

- ◎ 施設の再編の検討・新規施設整備の抑制：(建築系公共施設)
- ◎ 売却・取壊し等による財源確保：(建築系公共施設)
- ◎ 村民サービスの水準の確保・提供場所の見直し：(建築系公共施設)

(1) 統合や廃止、再編の検討

施設の統合や廃止、再編にあたっては、人口の推移や財政状況を考慮し、公共施設（機能）の集約、廃止、複合化を進めるため、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4つの段階に評価し、全庁的な観点から十分な検証を行い、本村の将来を見据えた公共施設の再編、有効活用を進めます。

また、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用、近隣自治体との連携等を視野に入れ、時代に即した機能的な地域拠点施設（複合施設）の建設について検討し、機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

なお、統合・廃止等により余剰となった施設については、優先順位を付けて順次売却や取壊し等を行い、安全性の確保や事業費等の削減、財源確保に努めます。

図表 39 継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止評価別の取組の方向性（例）

評価	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的かつ効率的な運用を検討 ・それに伴う改善策を検討
改善使用	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建替え更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転(サービス転化)等
施設廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・施設廃止後は、建物解体 ・施設廃止に伴う跡地は原則売却 	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 ・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転(サービス転化)等

(2) 村民サービスの水準の確保・公共施設等統合や廃止の推進に向けた施策

公共施設等の統合や廃止には、村民サービスの水準低下が伴います。それを最小限にするために、下表のような種々の公共施設のコンパクト化に向けた施策について、村民合意の可能性を図りながら検討する必要があります。

そのため、多様化する村民のニーズを的確に捉えながら、サービスの利用圏域や関連施設との位置関係を検証し、最適な配置について検討を図ります。

また、村民が身近に集える場所として生かされるなど、地域や村民の利用しやすい環境に配慮することも重要となります。

図表 40 公共施設のコンパクト化の施策（例）

段階	村民サービス水準の変化	行政サービス・施設サービスの考え方	公共施設のコンパクト化の施策
I	・村民の痛みを求めない初動的取組	・村民サービスの現状の水準を維持	・公共施設等の運営の効率化 ・公共施設等の賃貸
II	・一定の村民負担を前提とした村民サービスの質の低下を招かない取組	・行政サービス、施設サービスの質の改善を目指した取組 ・第1段階のコンパクト化	・公共施設等の合築 ・公共施設等の統合
III	・財政収支見通しに基づいた村民の痛みを伴う取組	・行政サービス、施設サービスの見直しにより村民サービスが低下することも想定 ・第2段階のコンパクト化 ※村民の理解と合意形成が必要	・公共施設等の使用制限・使用料金徴収（受益者負担） ・公共施設等の減築 ・公共施設等の廃止
IV	・公共団体が果たすべき公共施設管理の役割を明確化する取組	・民間主体による公共施設管理 ・第3段階のコンパクト化	・公共施設等維持管理の民営化

6 総合的かつ計画的な管理体制に関する基本的な方針

◎ 民間活力の積極的な導入：（建築系公共施設）

◎ 施設間、広域圏での相互利用、連携の検討：（建築系公共施設）

総合的かつ計画的な管理体制の構築を図るために、必要な公共サービスを適切なコストで提供するため、指定管理者制度をはじめ、官民が連携したPPPの推進やPFIの活用等、民間活力を積極的に導入します。

また、広域連携のさらなる拡充を図る視点から、公共施設の広域的な利用、地域間での相互利用等について調査・研究を行い、周辺自治体との広域行政のあり方について検討します。

3-3 公共施設等の管理に関する目標

1 適切な施設保有量へ向けた削減目標量の考え方

平成29(2017)年3月に策定した計画では、公共施設保有量を人口に応じ村民サービスの水準と効果を維持しながら最適化を図ることとしています。

令和2(2020)年時点の1人あたりの公共施設床面積は16.51㎡/人となっており、平成27(2015)年時点(17.18㎡/人)より、3.8%の削減が進んでいます。引き続き、公共施設等に関する現状や課題を踏まえ、将来にわたり必要な行政サービスを提供するためには、村づくりの観点から必要となる行政サービスを明確にし、施設のあり方やサービス提供方法、維持更新に係るコストなどについて検討を行い、適切な施設保有量へと見直しを進めることが必要です。

そのため、本計画期間においても、大きく変化する社会経済情勢への確に対応するため、村民と行政の協働による村づくりの推進とともに、公共施設の面からも総合的、効率的な行政を展開するために、公共施設の複合化や適切な配置を含めた検討により、公共施設総延床面積の抑制を図ります。

2 公共施設等の管理に関する目標

(1) 建築物系施設

人口の減少が予測される中で、現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、住民1人当たりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。

未合併自治体である本村は、同種の施設が複数あるケースは少なく、施設の統廃合は難しい状況にあります。住民1人当たりの負担をこれ以上増やさないためには、財政規模や人口の減少に見合った施設の総量(延床面積)の縮減を検討する必要があります。

そのため、効率的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設マネジメントを推進するための指標として、今後の財政収支や社会情勢の変化等に応じて適宜検討を図りながら、引き続き本村の人口規模に応じて所有する施設総量(延床面積)の縮減を目指します。

(2) インフラ資産

インフラ資産については、現在の道路や橋りょう、上下水道管を廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、これまで整備してきたインフラ資産を、計画的に点検、修繕・更新していくことに重点をおき、業務の見直しによる管理費の縮減を基本とします。

第4章 類型ごとの管理に関する基本方針

4-1 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

1 村民文化施設

(1) 施設の概況等

村民文化施設は、公民館や村民センターなど17施設があり、うち10施設(58.8%)が旧耐震基準で建設された施設であり、経過年数では13の施設(76.5%)が建築年から30年以上、3施設(17.6%)が50年以上を経過しています。

構造別にみると、木造やCB造では耐用年数を超える施設もみられますが、現時点では日常の維持管理や定期的な点検・診断を適切に行うなど、予防保全型の維持修繕を図り、長寿命化の推進に努めています。

図表 41 施設一覧(村民文化施設)

施設・棟名	延床面積 (m ²)	建築年	経過年数	構造	所管課	所在地域
公民館	1,302.27	1969	52	RC造	教育委員会	中央1-21
村民センター西2丁目分館	189.00	1969	52	CB造	生活環境課	西2-5-1
村民センター東3丁目分館	195.00	1971	50	CB造	生活環境課	東3-1-37
村民センター西1丁目分館	195.00	1972	49	CB造	生活環境課	西1-4-26
村民センター(北側:旧公民館分館)	213.00	1975	46	S造一部CB造	生活環境課	中央1-17
村民センター西3丁目分館	196.00	1975	46	CB造	生活環境課	西3-4-29
青年会館	118.00	1975	46	C造	教育委員会	中央1-13
陶芸場	58.00	1975	46	プレハブ	生活環境課	中央12-1
村民センター渡廊下	41.00	1975	46	W造	生活環境課	中央1-17
村民センター2(北側:その他)	316.00	1976	45	S造一部CB造	生活環境課	中央1-17
南コミュニティ会館	96.05	1982	39	W造	総務企画課	東2-6-40
北二丁目コミュニティ会館	96.05	1983	38	W造	総務企画課	北2-4-16
村民センター3(南側:遊創館)	839.00	1985	36	SRC造	生活環境課	中央1-17
北一丁目コミュニティ会館	118.42	1994	27	W造	総務企画課	北1-1-14
ふるさと交流施設等総合管理棟 (従業員室)	197.00	1995	26	プレハブ	産業振興課	北1-3
ふるさと交流施設・多目的交流館	111.00	1995	26	RC造	産業振興課	北1-3
村民センター西側渡廊下	31.00	2014	7	S造	生活環境課	中央1-17
計	4,311.79					

※構造 CB:コンクリートブロック RC:鉄筋コンクリート S:鉄骨造
W:木造 C:コンクリート SRC:鉄骨鉄筋コンクリート

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

30年~49年

30年未満

※耐用年数:通常の維持補修を加える場合にその減価償却資産の本来の用途用法により通常予定される効果をあげることができる年数

(2) 今後の方針

村民文化施設は、文化振興や生涯学習、地域交流の拠点であり、災害時の避難所として利用することも想定されるため、施設を維持していくことが望まれますが、人口減少等に伴う利用者の減少や固定化、施設の老朽化等により、今後は維持管理の困難な施設が生じることも想定されます。

そのため、今後も維持していく施設に対しては、定期的な点検やこれまでの修繕結果をもとに、「予防保全型」の維持管理へ転換を図ることで、トータルコストを縮減し、運営面では指定管理等により引き続きコストダウンに取り組めます。

また、稼働率が低く、あるいは老朽化が著しい施設については、村民との協議を通じて、利用状況や地域意向、人口動向等を踏まえ、統廃合を含めた施設のあり方を検討するとともに、大規模改修にあたっては、災害時に備えて機器設備の適正な配置や災害物資の備蓄等について、併せて検討することとします。

2 社会教育施設

(1) 施設の概況等

社会教育施設は干拓博物館のみであり、構造による耐用年数内であることから、現時点での大規模修繕や建替えなどの計画はありません。

図表 42 施設一覧 (社会教育施設)

施設名	延床面積 (m ²)	建築年	経過年数	構造	所管課	所在地域
干拓博物館	2,528.00	2000	21	SRC	教育委員会	西5-2
計	2,528.00					

※構造 CB: コンクリートブロック RC: 鉄筋コンクリート S: 鉄骨造
W: 木造 C: コンクリート SRC: 鉄骨鉄筋コンクリート

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上	30年~49年	30年未満
-------	---------	-------

※耐用年数: 通常の維持補修を加える場合にその減価償却資産の本来の用途用法により通常予定される効果をあげることができる年数

(2) 今後の方針

本村の社会教育施設は、八郎潟干拓の歴史・村存立の意義・干拓の意義・干拓技術の遺産など後世に伝える社会的責務を担う重要な施設であるとともに、村の直営で既に40万人を超える来場者を数える貴重な観光施設でもあり、今後も一層の集客を図ることが重要となります。

施設の維持管理にあたっては、今後も管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施するほか、修繕履歴データを蓄積することで劣化状況を把握し、更新時期や実態に応じて適切に更新・修繕を行える環境を構築するとともに、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。

3 スポーツ・レクリエーション施設

(1) 施設の概況等

スポーツ・レクリエーション施設は、村民体育館や温泉保養センターなど21施設があり、うち3施設(14.3%)が旧耐震基準で建設された施設であり、経過年数では8施設(38.1%)が建築年から30年以上経過しています。

構造別にみると、木造の施設で耐用年数を超える施設もみられますが、現時点では日常の維持管理や定期的な点検・診断を適切に行うなど、予防保全型の維持修繕を図り、長寿命化の推進に努めています。

図表 43 施設一覧(スポーツ・レクリエーション施設)

施設名	延床面積 (m ²)	建築年	経過年数	構造	所管課	所在地域
村民体育館	2,347.88	1978	43	RC造	教育委員会	北2-1
村民体育館機械室(棟)	17.50	1978	43	RC造	教育委員会	北2-1
村民野球場	190.00	1980	41	RC造	教育委員会	北2-1
村民テニスコート	1,698.00	1989	32	—	教育委員会	北2-1
温泉保養センター機械室	222.00	1990	31	RC造	産業振興課	北1-3
多目的運動広場管理棟	193.27	1991	30	S造	教育委員会	北1-2
多目的グラウンド管理棟	140.00	1991	30	RC造	教育委員会	北1-4
多目的運動広場公衆便所	10.00	1991	30	S造	教育委員会	北1-2
温泉保養センター	2,134.00	1992	29	RC造	産業振興課	北1-3
ふるさと交流施設	1,015.00	1992	29	RC造	産業振興課	北1-3
B&G海洋センタープール	875.06	1993	28	RC造	教育委員会	中央5-2
B&G海洋センター更衣棟	209.09	1993	28	S造	教育委員会	中央5-2
村民体育館倉庫	103.68	1993	28	W造	教育委員会	北2-1
水上スキー競技施設本部棟	99.19	1998	23	S造	教育委員会	方口150-41
水上スキー競技施設艇庫	97.25	1998	23	S造	教育委員会	方口150-41
水上スキー競技施設メインタワー	46.37	1998	23	S造	教育委員会	方口150-41
ラグビー場トイレ	12.00	1998	23	W造	教育委員会	中央2
大潟村ボートセンター	495.00	2008	13	W造	教育委員会	方上61-36
大潟村ボート場B艇庫	182.00	2012	9	S造	教育委員会	西野190-1
大潟村ボート場A艇庫	119.00	2012	9	S造	教育委員会	西野190-1
村民相撲場	580.00	—	—	—	教育委員会	西1-12
計	10,786.29					

※構造 CB: コンクリートブロック RC: 鉄筋コンクリート S: 鉄骨造
W: 木造 C: コンクリート SRC: 鉄骨鉄筋コンクリート

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上	30年~49年	30年未満
-------	---------	-------

※耐用年数: 通常の維持補修を加える場合にその減価償却資産の本来の用途用法により通常予定される効果をあげることができる年数

(2) 今後の方針

建設後 40 年を超えた村民体育館については、建替えに向けてニーズの把握や財源確保等も含めた検討を行います。

村民体育館に次ぐ延床面積を持つ温泉保養センターは建設年度が平成 4（1992）年度であり、直近に大規模修繕が必要な施設ではありませんが、附帯施設においては、現状を確認しながら修繕を行います。

その他の施設についても劣化状況を把握し、更新時期や実態に応じて適切に更新・修繕を行える環境を構築し、予防保全を実施することでトータルコストの削減を図ります。また、温泉保養センターについては指定管理により引き続きコストダウンに努めます。

4 産業施設

(1) 施設の概況等

産業施設は、産直センター潟の店など 5 施設があり、旧耐震基準で建設された施設はなく、経過年数では 2 施設（40.0%）が建築年から 30 年以上経過しています。

構造別にみると、木造の施設で耐用年数を超える施設もみられますが、現時点では日常の維持管理や定期的な点検・診断を適切に行うなど、予防保全型の維持修繕を図り、長寿命化の推進に努めています。

なお、産直センター潟の店は、男鹿観光への中継点で干拓博物館と隣接しており、平成 20（2008）年には「道の駅」に登録され、地域住民の交流の場としても利用されています。

図表 44 施設一覧（産業施設）

施設名	延床面積 (m ²)	建築年	経過年数	構造	所管課	所在地域
商店街アーケード	457.96	1988	33	S 造	産業振興課	中央 1
旧特産品センター	368.00	1989	32	W 造	税務会計課	西 5-16-2
旧特産品ショップ	116.68	1992	29	S 造	税務会計課	東 1-1
産直センター潟の店	1,462.23	2000	22	SRC 造	産業振興課	西 5-2
旧バイオエナジーズジャパン事務所	99.00	2013	8	プレハブ	税務会計課	東 4-65
計	2,503.87					

※構造 CB：コンクリートブロック RC：鉄筋コンクリート S：鉄骨造
W：木造 C：コンクリート SRC：鉄骨鉄筋コンクリート

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50 年以上	30 年～49 年	30 年未満
--------	-----------	--------

※耐用年数：通常の維持補修を加える場合にその減価償却資産の本来の用途用法により通常予定される効果をあげることができる年数

(2) 今後の方針

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行うことで、予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、劣化状況を把握し、更新時期や実態に応じて適切に更新・修繕を行える環境を構築することで、施設の長寿命化、トータルコストの削減を図ります。また、産直センター潟の店については指定管理により引き続きコストダウンに努めます。

5 学校教育施設

(1) 施設の概況等

学校教育施設は、6施設があり、そのうち2施設が建築年から30年以上経過していますが、現時点での大規模修繕や建替えなどの計画はありません。

図表 45 施設一覧（学校教育施設）

施設名	延床面積 (m ²)	建築年	経過年数	構造	所管課	所在地域
旧格技場	102.00	1971	50	S造	教育委員会	中央5-1
武道場倉庫	33.12	1984	37	W造	教育委員会	中央5-1
小学校	3,615.00	2013	8	RC造	教育委員会	中央5-1
中学校	3,260.00	2013	8	RC造	教育委員会	中央5-1
中学校体育館	1,819.12	2013	8	RC造	教育委員会	中央5-1
学校給食共同調理場	475.00	2013	8	RC造	教育委員会	中央5-1
計	9,304.24					

※構造 CB：コンクリートブロック
W：木造

RC：鉄筋コンクリート
C：コンクリート

S：鉄骨造
SRC：鉄骨鉄筋コンクリート

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

30年～49年

30年未満

※耐用年数：通常の維持補修を加える場合にその減価償却資産の本来の用途用法により通常予定される効果をあげることができる年数

(2) 今後の方針

建築基準法第12条に基づく3年以内ごとの法定点検に加え、日常的な自主点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。

建築系の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していく必要があります。そのため、様々な規模・内容の工事がある中で大規模改修と部分改修を勘案して、計画的な保全に努めます。また、長期的には躯体耐用年数（財産処分年数：鉄筋コンクリート造であれば60年）の間、学校施設として活用することを基準に考え、築25年前後を目安に大規模改修工事を検討します。

6 子育て支援施設

(1) 施設の概況等

子育て支援施設は、こどもなかよし館など3つの施設があり、建物の老朽化と利用者の利便性を図る観点から、平成30(2018)年に大潟幼稚園と大潟保育園が廃園になり、幼保一体型認定こども園・大潟村立大潟こども園として運営されているほか、子育て支援センターを併設し、地域の子育て支援の拠点としての機能を担っています。

また、2施設(66.7%)が旧耐震基準で建設された施設で、建築年から30年以上経過しており、そのうち1つの施設(33.3%)が50年以上を経過しています。構造別にみると、こどもなかよし館(CB造)、放課後児童クラブプレイルーム(S造)の施設で耐用年数を超えています。放課後児童クラブプレイルームについては耐震改修実施済みとなっています。

現時点では日常の維持管理や定期的な点検・診断を適切に行うなど、予防保全型の維持修繕を図り、長寿命化の推進に努めています。

図表 46 施設一覧(子育て支援施設)

施設名	延床面積 (m ²)	建築年	経過年数	構造	所管課	所在地域
こどもなかよし館 (村民センター東2丁目分館)	189.00	1970	51	CB造	生活環境課	東2-5-48
放課後児童クラブプレイルーム	271.9	1980	41	S造	教育委員会	中央5-1
こども園(放課後児童クラブ含む)	2,013.15	2017	4	W造	教育委員会	中央5-1
計	2,474.05					

※構造 CB:コンクリートブロック RC:鉄筋コンクリート S:鉄骨造
W:木造 C:コンクリート SRC:鉄骨鉄筋コンクリート

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上	30年~49年	30年未満
-------	---------	-------

※耐用年数:通常の維持補修を加える場合にその減価償却資産の本来の用途用法により通常予定される効果をあげることができる年数

(2) 今後の方針

今後も施設の状況を的確に把握し管理するため管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施してトータルコストの削減を図るなど、予防保全型の維持修繕を図っていきます。

また、修繕履歴データを蓄積することで、劣化状況を把握し更新時期や実態に応じて適切に更新・修繕を行える環境を構築します。運用や設備における省エネ策を検討し、清掃等の委託費については、各施設に共通する業務委託における仕様の標準化や委託の包括化などの方法を検討しコストダウンを図ります。

なお、旧保育園跡地については、屋外遊び場を整備し、子どもから高齢者まで幅広い世代の交流の場、健康づくりの場として活用します。

7 保健・福祉施設

(1) 施設の概況等

保健・福祉施設は、保健センターやふれあい健康館など5つの施設がありすべての施設が耐震基準で建設された施設であり、経過年数では3つの施設（60.03%）が建築年から30年以上経過していますが、構造による耐用年数を経過している施設はありません。

図表 47 施設一覧（保健・福祉施設）

施設名	延床面積 (m ²)	建築年	経過年数	構造	所管課	所在地域
保健センター	499.00	1982	39	RC造	福祉保健課	中央1-13
保健センター渡廊下	26.00	1982	39	RC造	福祉保健課	中央1-13
ふれあい健康館	1,673.15	1990	31	RC造	福祉保健課	北1-3
ふれあい健康館（車庫）	133.00	1992	29	RC造	福祉保健課	北1-3
大潟村特別養護老人ホーム	4,897.00	2000	21	RC造	福祉保健課	西3-3
計	7,228.15					

※構造 CB：コンクリートブロック
W：木造

RC：鉄筋コンクリート
C：コンクリート

S：鉄骨造
SRC：鉄骨鉄筋コンクリート

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

30年～49年

30年未満

※耐用年数：通常の維持補修を加える場合にその減価償却資産の本来の用途用法により通常予定される効果をあげることができる年数

(2) 今後の方針

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

また、ふれあい健康館は給湯設備や給水配管などの老朽化に伴い、設備関係点検・診断等による施設の適切な維持管理を行い必要な修繕を行います。

その他老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの削減を図ります。また、運用や設備における省エネ策を検討する他、清掃等の委託費については、各施設に共通する業務委託における仕様の標準化や委託の包括化などの方法を検討するとともに、大潟村特別養護老人ホーム及びふれあい健康館の運営にあたっては指定管理により引き続きコストダウンに努めます。

8 医療施設

(1) 施設の概況等

医療施設は、診療所のみであり、旧耐震基準で建設された施設ですが、耐震診断を実施し、耐震補強は不要となっています。経過年数では50年以上を経過しており、構造による耐用年数に達しています。

現時点での大規模修繕や建替えなどの計画はなく、屋根の塗装工事を10年程度の間隔で、また外壁の塗装工事を10年から15年に一度の間隔で実施するなど、日常の維持管理や定期的な点検・診断を適切に行うなど、予防保全型の維持修繕を図り、長寿命化の推進に努めています。

また、診療所と渡廊下でつながっている歯科として使用していた施設は、現在未使用となっています。

図表 48 施設一覧（保健・福祉施設）

施設名	延床面積 (m ²)	建築年	経過年数	構造	所管課	所在地域
診療所	677.00	1971	50	RC造	福祉保健課	中央1-13
計	677.00					

※構造 CB：コンクリートブロック RC：鉄筋コンクリート S：鉄骨造
W：木造 C：コンクリート SRC：鉄骨鉄筋コンクリート

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上	30年～49年	30年未満
-------	---------	-------

※耐用年数：通常の維持補修を加える場合にその減価償却資産の本来の用途用法により通常予定される効果をあげることができる年数

(2) 今後の方針

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んでおり、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図り、村民へのサービス体制を維持促進します。また、運営面では指定管理により引き続きコストダウンに努めます。

9 行政関連施設

(1) 施設の概況等

行政関連施設は、役場庁舎や消防器具置場、防火貯水槽など26の施設があり、うち14の施設(53.8%)が旧耐震基準で建設された施設であり、庁舎・議事堂は耐震診断を実施するなど、対応を進めています。

経過年数では22の施設(84.6%)が建築年から30年以上経過、4施設(15.4%)が50年以上を経過しています。

構造別にみると、木造では消防器具置場、RC造では庁舎・議事堂など、耐用年数を超える施設もみられますが、現時点では日常の維持管理や定期的な点検・診断を適切に行うなど、予防保全型の維持修繕を図り、長寿命化の推進に努めています。

図表 49 施設一覧(行政関連施設)

施設名	延床面積 (m ²)	建築年	経過年数	構造	所管課	所在地域
大潟村役場庁舎	2,111.02	1968	53	RC造	税務会計課	中央1-1
大潟村役場議会議事堂	683.46	1968	53	RC造	税務会計課	中央1-1
大潟村役場電気室	35.00	1968	53	RC造	税務会計課	中央1-1
大潟村役場ゴミ倉庫	26.49	1968	53	W造	税務会計課	中央1-1
防火貯水槽1	20.00	1973	48	RC造	生活環境課	東3-4
防火貯水槽2	20.00	1973	48	RC造	生活環境課	西2-1
防火貯水槽3	20.00	1974	47	RC造	生活環境課	東2-8
防火貯水槽4	20.00	1974	47	RC造	生活環境課	西1-3
防火貯水槽5	20.00	1974	47	RC造	生活環境課	西3-3
防火貯水槽6	20.00	1977	44	RC造	生活環境課	北2-9
防火貯水槽7	20.00	1977	44	RC造	生活環境課	東2-6
防火貯水槽8	20.00	1977	44	RC造	生活環境課	西2-13
防火貯水槽9	21.00	1980	41	RC造	生活環境課	西1
防火貯水槽10	21.00	1980	41	RC造	生活環境課	西3-16
防火貯水槽11	21.00	1981	40	RC造	生活環境課	東2-8
防火貯水槽12	21.00	1981	40	RC造	生活環境課	東3-6
防火貯水槽13	21.00	1982	39	RC造	生活環境課	中央1-13
防火貯水槽15	21.00	1982	39	RC造	生活環境課	東2-8
防火貯水槽16	21.00	1984	37	RC造	生活環境課	西3-7
役場車庫	330.00	1987	34	S造	税務会計課	東2-1
防火貯水槽17	20.00	1989	32	RC造	生活環境課	東4-87
防火貯水槽14	20.00	1990	31	RC造	生活環境課	南1-67
ごみ処分場リサイクルセンター	100.83	1992	29	—	生活環境課	中野170-1
東3消防器具置場	35.00	1992	29	W造	生活環境課	東3-6-2
西2消防器具置場	35.00	1992	29	W造	生活環境課	西2-13-2
防災センター	155.52	2020	1	S造	生活環境課	中央2-8及び15
計	3,859.32					

※構造 CB：コンクリートブロック
W：木造

RC：鉄筋コンクリート
C：コンクリート

S：鉄骨造
SRC：鉄骨鉄筋コンクリート

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

30年～49年

30年未満

※耐用年数：通常の維持補修を加える場合にその減価償却資産の本来の用途用法により通常予定される効果をあげることができる年数

(2) 今後の方針

施設の維持管理にあたっては、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施するとともに、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築し、トータルコストの縮減を図ります。

また、運用や設備における省エネ策を検討し、清掃等の委託費については、各施設に共通する業務委託における仕様の標準化や委託の包括化などの方法を検討し、運営コストダウンに努めます。

なお、当該類型施設においては、建設後40年以上経過し老朽化した施設が多くみられ、施設コストが増えることが予想されます。防火貯水槽については、地域防災上必要不可欠な施設であり、定期点検の結果や経過年数等により、計画的に更新していきます。

また、庁舎・議事堂については、耐震改修は実施済みですが、今後は玄関ポーチや議会棟外壁の改修を実施するほか、老朽化した機械設備の改修やICT（情報通信技術）の発展による業務のオンライン化などに必要な改修等についても検討します。

10 公営住宅

(1) 施設の概況等

公営住宅は、村営住宅（3施設）、大潟村特定公共賃貸住宅（2施設）があり、いずれも新耐震基準で建設された施設となっています。経過年数では、村営住宅の3施設（60.0%）が、建築年から30年以上経過し、耐用年数も経過しています。

現時点では日常の維持管理や定期的な点検・診断を適切に行うなど、予防保全型の維持修繕を図り、長寿命化の推進に努めています。

図表 50 施設一覧（公営住宅）

施設名	延床面積 (m ²)	建築年	経過年数	構造	所管課	所在地域
村営住宅12戸	804.00	1986	35	W造	生活環境課	北1-2
村営住宅12戸	840.00	1989	32	W造	生活環境課	北1-2
村営住宅30戸	2,070.00	1991	30	W造	生活環境課	北1-2
大潟村特定公共賃貸住宅A	599.00	1994	27	S造	生活環境課	北1-2
大潟村特定公共賃貸住宅B	599.00	1995	26	S造	生活環境課	北1-2
計	4,912.00					

※構造 CB：コンクリートブロック
W：木造

RC：鉄筋コンクリート
C：コンクリート

S：鉄骨造
SRC：鉄骨鉄筋コンクリート

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

30年～49年

30年未満

※耐用年数：通常の維持補修を加える場合にその減価償却資産の本来の用途用法により通常予定される効果をあげることができる年数

(2) 今後の方針

公営住宅については、施設活用度は高いものの、老朽化が進んでいます。そのため、民間活力を活用し、イニシャルコストを抑制しながら、計画的な公営住宅の整備を進めます。併せて、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築し、予防保全を実施することでトータルコストの縮減に努めます。

11 その他施設

(1) 施設の概況等

その他施設は、自治会倉庫やバス待合所、多目的会館など、前項までの類型に属さない24の施設があり、経過年数では20の施設(83.3%)が建築年から30年以上経過しているほか、多目的会館については50年以上を経過しています。

図表 51 施設一覧(その他施設)

施設名	延床面積 (m ²)	建築年	経過年数	構造	所管課	所在地域
多目的会館	196.46	1969	52	CB造	税務会計課	東2-1
大型機械格納庫	429.70	1974	47	S造	生活環境課	南1-56
機械格納庫	429.00	1974	47	CB造	生活環境課	南1-55
バス待合所(小学校前)	3.24	1979	42	S造	総務企画課	中央11
バス待合所(体育館前)	3.24	1979	42	S造	総務企画課	中央5-2
東2自治会倉庫	33.00	1981	40	W造	総務企画課	東2-6-40
西2自治会倉庫	33.00	1981	40	W造	総務企画課	西2-5-1
公衆便所(公民館前)	28.92	1981	40	—	生活環境課	中央14-2
東3自治会倉庫	24.00	1981	40	W造	総務企画課	東3-4
西1自治会倉庫	24.00	1981	40	W造	総務企画課	西1-3
西3自治会倉庫	24.00	1981	40	W造	総務企画課	西3-3
公衆便所(干拓記念碑)	15.03	1981	40	—	生活環境課	西1-12-2
東2自治会倉庫	13.00	1981	40	W造	総務企画課	東2-8
公衆便所(南の池)	18.21	1982	39	W造	生活環境課	南2-17
公衆便所(村営墓地)	17.83	1986	35	—	生活環境課	北1-5
バス待合所(保育園前)	3.31	1988	33	W造	総務企画課	中央1-14
バス自転車置場	103.80	1989	32	S造	総務企画課	中央1-37
バス待合所(JA前)	6.80	1989	32	S造	総務企画課	中央1-37
大湯温泉1号井ポンプ場	48.00	1990	31	—	産業振興課	西4-95
大湯温泉2号井ポンプ場	48.00	1990	31	—	産業振興課	西5-3
ソーラーラインプレハブ倉庫	129.60	1993	28	プレハブ	生活環境課	方上61-16
レンタル自転車収納庫	92.21	1993	28	S造	生活環境課	方上61-16
ソーラーライン管理棟	85.41	1993	28	W造	生活環境課	方上61-16
ソーラーライン計測室	38.80	1993	28	プレハブ	生活環境課	方上61-16
ソーラースポーツラインコース (延長15,181.1m)	—	1994	27	—	生活環境課	方上61-16
計	1,848.56					

※構造 CB: コンクリートブロック
W: 木造

RC: 鉄筋コンクリート
C: コンクリート

S: 鉄骨造
SRC: 鉄骨鉄筋コンクリート

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

30年~49年

30年未満

※耐用年数: 通常の維持補修を加える場合にその減価償却資産の本来の用途用法により通常予定される効果をあげることができる年数

※ソーラースポーツライン(コース)は、建築物としての該当はなく、通常の道路とは別にコース(延長15,181.1m)の改修を行っているため、延床面積の計上はありませんが、その他施設として分類します。

(2) 今後の方針

各施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

また、施設の利用状況や老朽化の度合いを踏まえ、必要に応じて統合や廃止を検討します。特にソーラースポーツラインについては、老朽化や利用者の固定化が見られることから、将来的な活用方法を模索し有効活用について検討します。

4-2 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

1 道路

(1) 施設の概況等

道路は、村民の生活や地域の経済活動などを幅広く支えている道路は、利便性の維持、向上を図るため、今後も必要に応じて道路整備を実施するとともに、定期的な道路点検を実施し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

そのため、道路の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで実態に応じた劣化状況を把握し、適切に補修を行える環境を構築します。

さらに、道路側溝や横断暗渠等の道路付帯施設等も同様に修繕を実施します。

図表 52 (再掲) 村が管理する道路

種別	実延長 (m)	道路部面積 (㎡)
一般道路	283,308	3,001,373
自転車歩行者道	10,312	21,971

(2) 今後の方針

道路の状態や劣化予測等を把握するため、適切な点検・診断や補修を実施し、維持管理コストの縮減を図ります。

また、交通の安全性を高めるため、日常点検により、道路施設の状況を把握するとともに、点検結果や診断結果を記録し、危険箇所の改善に努めます。

その他、点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

2 橋りょう

(1) 施設の概況等

橋りょうについては、法に基づく定期点検を実施し、点検結果に基づき修繕を計画、実施しています。また、平成 25 (2013) 年に「大潟村橋梁長寿命化修繕計画」を策定しており、計画においては平成 29 (2017) 年には、すべての橋りょうが建設後 50 年を経過すると見込まれており、大規模な改修が必要とみられます。

そのため、橋りょうの修繕、架け替えに要する費用が増大となることが懸念されるため、計画の確実な実施により、引き続き、橋りょうの長寿化、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図る必要があります。

図表 53 (再掲) 村が管理する橋りょう (構造別橋りょう面積)

構造	橋数	延長 (m)	面積 (㎡)
P C 橋	5	91	579
R C 橋	6	67	228
鋼 橋	3	342	2,600

構造	橋数	延長 (m)	面積 (㎡)
木 橋 そ の 他	16	28	583
合 計	30	528	3,990

(2) 今後の方針

個別施設計画である「大潟村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、日常点検等による異常の早期発見に努めるとともに、点検結果や診断結果を生かした軽微な損傷時点での補修等、予防保全型の維持管理を進め、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減・平準化に努めます。

なお、点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

また、既に損傷が著しく、修繕による長寿命化が見込めない橋りょうについては、計画的に順次架け替えを検討します。

4-3 企業会計施設の管理に関する基本的な方針

1 上水道施設

(1) 施設の概況等

上水道施設は、4つの施設があり、すべての施設が建築年から30年以上経過しています。

ライフラインの基本である水道水の安全・安心な供給のため、担当課職員等による定期的及び日常的な点検作業を行い、漏水や異常等の早期発見、原因解決により恒常的な安定供給に努めています。

図表 54 施設一覧（上水道施設）

施設名	延床面積 (m ²)	建築年	経過年数	構造	所管課	所在地域
揚水場	74.00	1967	54	—	生活環境課	揚水場
取水ポンプ場	39.00	1981	40	RC造	生活環境課	取水ポンプ場
浄水場管理本館	250.00	1987	34	RC造	生活環境課	浄水場管理本館
浄水場ろ過池	533.00	1988	33	S造	生活環境課	浄水場ろ過池
計	896.00					

※構造 CB：コンクリートブロック
W：木造

RC：鉄筋コンクリート
C：コンクリート

S：鉄骨造
SRC：鉄骨鉄筋コンクリート

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

30年～49年

30年未満

※耐用年数：通常の維持補修を加える場合にその減価償却資産の本来の用途用法により通常予定される効果をあげることができる年数

図表 55 (再掲) 村の上水道施設の整備状況 (再掲)

施設名	延長等 (m)
管路延長	58,638

(2) 今後の方針

今後、管路をはじめとする水道施設の更新時期については、水の安定供給を確保しつつ、これまでの法定耐用年数から実使用年数に基づく更新基準により、できるだけ長寿命化を図るほか、上水道施設の更新によって更新費用が増大する時期を見据え、トータルコストの縮減、平準化に努めます。

また、より良質な飲料水の確保と災害時などの対策として周辺市町との広域化も含め検討するとともに、建物においても計画的な更新と長寿命化、維持管理費用の低減に努めます。

なお、点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じるほか、老朽管の更新にあたっては、優先順位を付けて事業量の平準化を図るとともに、水道管の長寿命化や耐震化を図ります。

2 下水道施設

(1) 施設の概況等

下水道施設は、2つの施設があり、すべての施設が建築年から30年以上経過しています。

管路については、今後耐用年数を超え、老朽化による更新が必要な管渠の増加も予測されるため、計画的な維持管理に努める必要があります。

図表 56 (再掲) 施設一覧 (下水道施設)

施設名	延床面積 (m ²)	建築年	経過年数	構造	所管課	所在地域
管理事務所	198.00	1989	32	RC造	生活環境課	西4-95
倉庫	53.00	1989	32	S造	生活環境課	西4-95
計	251.00					

※構造 CB: コンクリートブロック RC: 鉄筋コンクリート S: 鉄骨造
W: 木造 C: コンクリート SRC: 鉄骨鉄筋コンクリート

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上	30年~49年	30年未満
-------	---------	-------

※耐用年数: 通常の維持補修を加える場合にその減価償却資産の本来の用途用法により通常予定される効果をあげることができる年数

図表 57 村の上水道施設の整備状況 (再掲)

施設名	延長等 (m)
管路延長	26,980

(2) 今後の方針

公共下水道の管渠については、今後も計画的に施設及び設備の改修・修繕を行うとともに、引き続き耐震化を図ります。維持管理にあたっては、計画的に日常点検を実施し、安全性に支障を来す場合には、緊急的な修繕を実施するなど、必要な措置を講じます。老朽管の更新にあたっては、優先順位を付けて事業量の平準化を図り、管渠の長寿命化や耐震化を図ります。

なお、施設については、定期的な点検に基づき、施設ごとに計画的な改修・修繕、適正な維持管理を行います。また、老朽化等により、改修・修繕が必要な場合は、適切な時期及び方法で実施し、長寿命化に向けた維持管理を進め、コストの縮減・平準化に努めます。

4-4 土地の管理に関する基本的な方針

1 量に関する基本的な方針

本村は自然に形成された土地で山と川はなく、約170km²の広大な平野の干拓農地です。施設整備に必要な土地の確保については、十分な地盤調査を経たうえで、慎重に検討します。

2 品質の適正性に関する基本的な方針

地域特性、履歴、安全性、環境・福祉への対応性など、土地の品質を定期的に診断し、活用や処分の判断材料とします。

3 コストの適正性に関する基本的な方針

多角的な視点で有効活用を検討したうえで、行政目的として利用予定がない未利用地は、住宅地への転用あるいは処分を検討していきます。

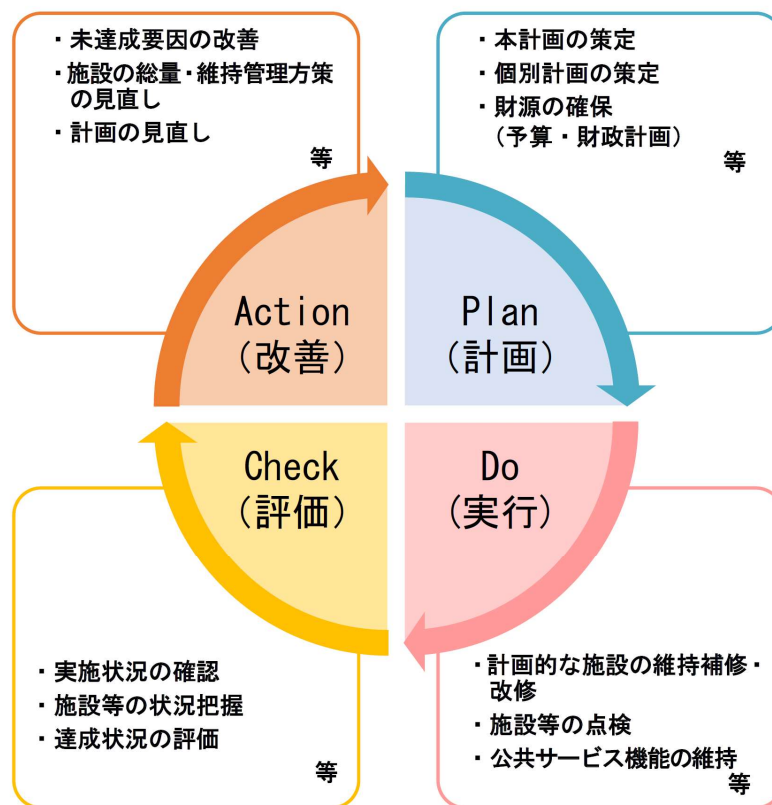
統廃合で発生する未利用地についても、他施設等への利用の可能性がなければ処分することとし、点検等の管理費用を低減させます。

第5章 公共施設等の計画的な管理に向けた推進方策

5-1 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理ができるよう全庁的な推進体制を構築するとともに、公共施設等を定期的に点検・診断し、個別計画等に基づく、改修や維持管理を実施するとともに、実施状況を踏まえ、計画の継続的な見直しを行う PDCA サイクルに基づく計画の進行管理を行います。

図表 58 PDCA サイクル



今後は、公共施設等のマネジメントに係る全庁的な検討及び業務効率の向上に資するため、主要な公共施設等については、施設の基礎情報や個別施設計画などのデータを一元管理し、適切に維持・更新します。

また、全庁的な公共施設等のマネジメントを推進するにあたり、今後は職員一人ひとりが、村全体の施設の状況や将来の見通しについて十分理解し、経営的視点を持って、予防保全の考え方の浸透やコスト意識の向上に努め、公共施設全体の最適化を図ります。

5-2 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画の推進は、村づくり全般に関わることから、総合的かつ計画的な公共施設等の管理及び計画の推進に向けて、次のように取り組めます。

1 計画の推進体制の構築

持続可能な公共施設マネジメントの確立に向け、行財政改革、政策立案、財産管理の各所管課と連携がとれた実効性のある庁内体制を構築します。

また、公共施設等の保全を適正に行うため、建築物・構造物の維持管理に係る知識・技能や、村民や事業者等による公共施設等の維持管理活動をマネジメント（モニタリング、指導、助言等）する技能を持つ職員の育成に努めるとともに、公共施設等の情報を一元的に把握・管理し、所管課間の調整の役割を果たす専門組織の設置について検討し、一元的に整理されたデータを各担当者が閲覧できるよう情報の共有を図ります。

2 民間事業者等の活用

公共施設の管理にあたっては、施設の整備や改修・更新、管理・運営を効率的かつ効果的に推進するためにも、民間とのパートナーシップによる指定管理者制度、PPP 及び PFI のさらなる活用、参入しやすい環境づくりについて検討します。

3 個別計画の策定

国における施設ごとのインフラ長寿命化計画（行動計画）などの状況を踏まえ、本計画で定めた基本的な考え方や取組の方向性にに基づき、施設ごとの個別施設計画を作成します。

既に策定している橋梁長寿命化修繕計画、個別施設計画等については、今後、本計画との整合を図っていきます。

4 村民・地域・自治体間の連携

本計画の推進にあたっては、取組に対する村民、地域、議会への情報共有とともに、相互理解を得ていくことが必要となります。

そのため、議会への説明については、適切な時期に実施するほか、村民、地域へは、公共施設等の管理だけでなく、各種検討過程における参加を促し、施設利用者や地域村民の理解が得られるよう、適宜、説明や意見聴取を実施します。

また、近隣自治体や県との連携により、効率的な管理を推進するとともに、広域化や管理代行、事務の共同処理等、新たな連携方策を検討します。

5-3 フォローアップの実施方針

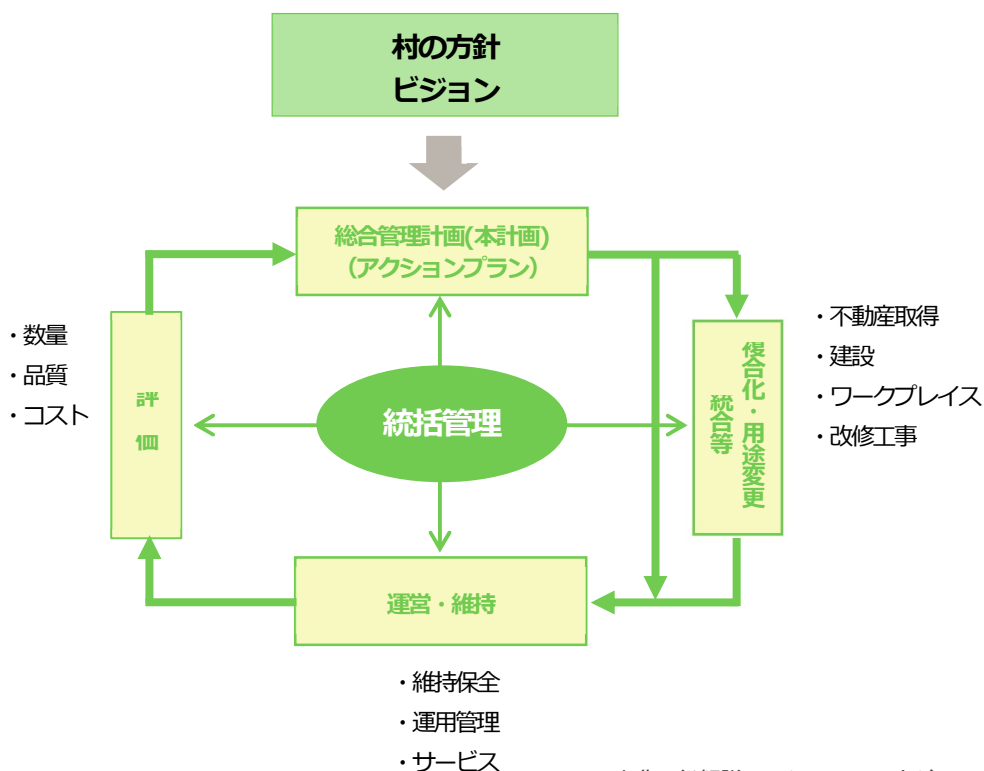
1 ファシリティマネジメント (FM) 業務サイクルによるフォローアップ

本村における公共施設等の管理は、それぞれの管理ではなく、全体を捉えて戦略的に管理していくものとして、合理的な総合管理手法であるファシリティマネジメント (FM) の手法を導入することとします。FM は組織が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動を推進します。

FM では、公共施設等全体に対し、「品質」、「数量」、「コスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」について考えます。FM の活用により、公共施設等を利用する村民や運営する行政の満足度がそれぞれ向上し、それがひいては、社会や地球環境向上にも寄与することとなります。

そこで、本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況を踏まえ、下図に示す業務サイクルに基づき、現状維持が望ましい公共施設等を適切に運営・維持し、それ以外の施設については複合化や統合、用途変更を検討し、必要な場合はそれらを実行します。その後、数量 (供給)、品質、コスト (財務) 等の面から評価し、再度計画に反映されるよう施設管理部門の統括が調整し、継続改善していきます。

図表 59 業務サイクルイメージ



出典：総解説ファシリティマネジメントより構成

※ファシリティマネジメント (FM)

「企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」と定義しており、単に手法ということではなく、より広く経営的視点に立った総合的な活動として捉えています。

出典：公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会 (JFMA)

2 議会や村民との情報共有について

公共施設等総合管理計画については、広報紙やホームページを活用し、村民への周知を図るほか、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を必要に応じて議会や村民に開示し、公共施設等についての課題を共有します。

なお、村民からの様々な意見を収集・整理して公共施設等マネジメントに生かす仕組みについても検討することとするほか、公共施設再編の検討にあたっては、庁内及び地域等と協議を重ね、実施にあたっては、関係者のニーズを可能な限り汲み取りながら進めていきます。

大潟村公共施設等総合管理計画

(第一期)

平成 29 年 2 月 策定
令和 4 年 3 月 改訂

発行 : 大 潟 村

住所 : 〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央 1-1
TEL : 0185-45-2111
FAX : 0185-45-2162
ホームページ : <https://www.vill.ogata.akita.jp/>
